



熊本県公報

号外 第 8 号

平成 25 年 3 月 29 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 訓 令
○熊本県広域本部処務規程…………… (人事課) 1

訓 令

熊本県訓令第 2 7 号

本庁各部(公室・局)課(センター)各地方出先機関
 熊本県広域本部処務規程を次のように定める。
 平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 分掌事務、組織及び役付職員
 - 第 1 節 分掌事務及び組織(第 3 条・第 4 条)
 - 第 2 節 役付職員(第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 県央広域本部
 - 第 1 節 本部組織(第 7 条―第 20 条)
 - 第 2 節 宇城地域振興局(第 21 条―第 33 条)
 - 第 3 節 上益城地域振興局(第 34 条―第 42 条)
 - 第 4 節 熊本農政事務所(第 43 条―第 54 条)
 - 第 5 節 熊本土木事務所(第 55 条―第 65 条)
- 第 4 章 県北広域本部
 - 第 1 節 本部組織(第 66 条―第 78 条)
 - 第 2 節 玉名地域振興局(第 79 条―第 88 条)
 - 第 3 節 鹿本地域振興局(第 89 条―第 98 条)
 - 第 4 節 菊池地域振興局(第 99 条―第 114 条)
 - 第 5 節 阿蘇地域振興局(第 115 条―第 124 条)
- 第 5 章 県南広域本部
 - 第 1 節 本部組織(第 125 条―第 134 条)
 - 第 2 節 八代地域振興局(第 135 条―第 150 条)
 - 第 3 節 芦北地域振興局(第 151 条―第 160 条)
 - 第 4 節 球磨地域振興局(第 161 条―第 170 条)
- 第 6 章 天草広域本部
 - 第 1 節 本部組織(第 171 条―第 178 条)
 - 第 2 節 天草地域振興局(第 179 条―第 194 条)
- 第 7 章 雑則(第 195 条)

附則

- 第 1 章 総則
(趣旨)
第 1 条 この規程は、熊本県広域本部(以下「広域本部」という。)の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (定義)
第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (1) 本庁 知事の事務部局のうち、地方出先機関以外の機関をいう。
 (2) 地域振興局 広域本部地域振興局をいう。
 (3) 農政事務所 県央広域本部熊本農政事務所をいう。
 (4) 土木事務所 県央広域本部熊本土木事務所をいう。
- 第 2 章 分掌事務、組織及び役付職員
第 1 節 分掌事務及び組織
(分掌事務)
第 3 条 広域本部の分掌事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 地域振興に関する事務
 - (2) 市町村その他地方公共団体の行財政に関する事務
 - (3) 県税に関する事務
 - (4) 保健、医療、福祉、環境及び県民生活に関する事務（県央広域本部にあっては、熊本市の区域に係る事務を除く。）
 - (5) 商業、工業、観光及び労働に関する事務
 - (6) 農業、林業及び水産業に関する事務（県央広域本部にあっては、熊本市の区域に係る林業に関する事務（林業普及指導に関する事務を除く。）を除く。）
 - (7) 土木に関する事務
- 2 前各号に掲げる事務のうち、県民に身近な事務は、地域振興局において処理する。
- 3 県央広域本部にあっては、第 1 項第 6 号に掲げる事務（農業に関するものに限る。）のうち、県民に身近な事務（熊本市の区域に係るものに限る。）は、農政事務所において処理する。
- 4 県央広域本部にあっては、第 1 項第 7 号に掲げる事務のうち、県民に身近な事務（熊本市の区域に係るものに限る。）は、土木事務所において処理する。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、地域において実施することが適当であると認められる事務は、別に定めるところにより、地域振興局、農政事務所及び土木事務所において処理することができる。

（組織）

第 4 条 別表第 1 の広域本部の欄に掲げる広域本部に、同表の部の欄及び課の欄に掲げる部及び課を置く。

2 別表第 2 の地域振興局の欄に掲げる地域振興局に、同表の部の欄及び課の欄に掲げる部及び課を置く。

3 農政事務所に、次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 農業普及・振興課
- (3) 農地整備課

4 土木事務所に、次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 技術管理課
- (3) 用地課
- (4) 工務管理課
- (5) 災害対策課

第 2 節 役付職員

（役付職員）

第 5 条 広域本部に、副本部長及び本部付を置くことができる。

2 広域本部（地域振興局、農政事務所及び土木事務所を除く。以下この条及び次条において同じ。）の各部に、部長を置く。

3 広域本部の各部に、副部長、審議員、主幹及び部付を置くことができる。

4 広域本部の総務部（県央広域本部にあっては税務部）に、首席税務専門員を置くことができる。

5 広域本部の各課に、課長を置く。

6 広域本部の各課に、課長補佐、主幹、参事及び課付を置くことができる。

7 広域本部の総務振興課、出納専門員を置くことができる。

8 広域本部の総務部各課（総務課を除く。）、総務部収税課、総務部課税課及び総務部税務課に、税務専門員を置くことができる。

9 地域振興局に、局次長、審議員及び局付を置くことができる。

10 地域振興局の各部に、部長を置く。

11 地域振興局の各部に、副部長、審議員、主幹及び部付を置くことができる。

12 地域振興局の各課に、課長を置く。

13 地域振興局の各課に、課長補佐、主幹、参事及び課付を置くことができる。

14 地域振興局の総務振興課及び総務出納課に、出納専門員を置くことができる。

15 農政事務所に、審議員及び次長を置くことができる。

16 農政事務所の各課に、課長を置く。

17 農政事務所の農業普及・振興課に、課長補佐を置くことができる。

18 農政事務所の各課に、主幹及び参事を置くことができる。

19 土木事務所に、審議員及び次長を置くことができる。

20 土木事務所の各課に、課長を置く。

21 土木事務所の各課に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第 6 条 本部長は、知事の命を受け、広域本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長の命を受け、本部長を補佐する。

3 広域本部の各部に置く部長は、上司の命を受け、部に関する事務を処理する。

4 広域本部の各部に置く副部長は、上司の命を受け、部長を補佐する。

5 広域本部の各部に置く審議員は、上司の命を受け、部の所管に属する重要な事項を審議する。

6 広域本部の各部又は各課に置く主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。

7 広域本部の総務部（県央広域本部にあっては税務部）に置く首席税務専門員は、上司

- の命を受け、特命の県税に関する担当事務を処理する。
- 8 広域本部の各課に置く課長は、上司の命を受け、課務を処理する。
- 9 広域本部の各課（農業普及・振興課を除く。）に置く課長補佐は、特命の担当事務を処理する。
- 10 広域本部の農業普及・振興課に置く課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐する。
- 11 広域本部の各課に置く参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 12 広域本部の総務振興課に置く出納専門員は、上司の命を受け、出納及び経理に関する事務を処理する。
- 13 広域本部の税務部各課（総務課を除く。）並びに総務部収税課、課税課及び税務課に置く税務専門員は、上司の命を受け、県税に関する事務を処理する。
- 14 広域本部に置く本部付、広域本部の各部に置く部付及び広域本部の各課に置く課付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。
- 15 地域振興局の局長は、本部長の命を受け、地域振興局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 16 地域振興局の局次長は、局長の命を受け、局長を補佐する。
- 17 地域振興局の各部に置く部長は、上司の命を受け、地域振興局の部に関する事務を処理する。
- 18 地域振興局の各部に置く副部長は、上司の命を受け、地域振興局の部長を補佐する。
- 19 地域振興局又は地域振興局の各部に置く審議員は、上司の命を受け、地域振興局の所管又は地域振興局の部の所管に属する重要な事項を審議する。
- 20 地域振興局の各部又は各課に置く主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 21 地域振興局の各課に置く課長は、上司の命を受け、課務を処理する。
- 22 地域振興局の各課（農業普及・振興課を除く。）に置く課長補佐は、特命の担当事務を処理する。
- 23 地域振興局の農業普及・振興課に置く課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐する。
- 24 地域振興局の各課に置く参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 25 地域振興局の総務振興課及び総務出納課に置く出納専門員は、上司の命を受け、出納及び経理に関する事務を処理する。
- 26 地域振興局に置く局付、地域振興局の各部に置く部付及び地域振興局の各課に置く課付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。
- 27 農政事務所の所長は、本部長の命を受け、農政事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 28 農政事務所に置く審議員は、上司の命を受け、農業に関する重要な事項を審議する。
- 29 農政事務所の次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 30 農政事務所の各課に置く課長は、上司の命を受け、農政事務所の課務を処理する。
- 31 農政事務所の農業普及・振興課に置く課長補佐は、上司の命を受け、農政事務所の課長を補佐する。
- 32 農政事務所の各課に置く主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 33 農政事務所の各課に置く参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 34 土木事務所の所長は、本部長の命を受け、土木事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 35 土木事務所に置く審議員は、上司の命を受け、土木に関する重要な事項を審議する。
- 36 土木事務所の次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 37 土木事務所の各課に置く課長は、上司の命を受け、土木事務所の課務を処理する。
- 38 土木事務所の各課に置く主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 39 土木事務所の各課に置く参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

第 3 章 県央広域本部

第 1 節 本部組織

第 7 条 県央広域本部の各部各課の分掌事務（県央広域本部（県央広域本部宇城地域振興局、県央広域本部上益城地域振興局、農政事務所及び土木事務所を除く。以下この節において同じ。）の各部各課の分掌事務は、別表第 3 に定めるとおりとする。

（県央広域本部の本部長の専決事項）

第 8 条 県央広域本部の本部長（以下この節において「本部長」という。）は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 重要な事業の計画及び実施方針に関すること。
- (3) 広域本部の行政組織及び予算に係る要望に関すること。
- (4) 広域本部の職員の年度中途における担当事務の調整に関すること（本庁の総務部長が別に定めるものに限る。）
- (5) 分掌事務に係る表彰に関すること。
- (6) 熊本県補助金等交付規則（昭和 58 年熊本県規則第 34 号）の規定による補助金（本庁の部長があらかじめ指定したもののうち、本部長が重要な補助金と認めたものに限る。次条において「本部長専決補助金」という。）の交付及び必要な措置に関すること。
- (7) 県央広域本部の部長並びに地域振興局、農政事務所及び土木事務所の長の熊本県

職員服務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2）の規定による服務に関する
こと。

(8) 県央広域本部の部長並びに地域振興局、農政事務所及び土木事務所の長の次に掲
げる休暇の承認に関すること。

ア 結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認める場合における病気休暇
イ 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第
2 号。以下「勤務時間規則」という。）第 13 条の表の 3 の項に規定する場合にお
ける特別休暇

ウ 勤務時間規則第 13 条の表の 4 の項に規定する場合における特別休暇
エ 国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における特別休暇
オ 介護休暇

カ アからオまでに掲げる休暇以外の休暇で請求期間が引き続き 4 日以上のもの

(9) 県央広域本部の部長並びに地域振興局、農政事務所及び土木事務所の長の旅行命
令及び当該旅行命令に係る復命で、次の旅行に係るものに関する事

ア 外国旅行
イ 引き続き 4 日以上旅行期間である県外旅行

(10) その他重要な事項に関する事

第 9 条 県央広域本部の部長は、次に掲げる事項について、本部長が不在であるときは、県央広域本部の総
務部長がその事務を代決することができる。この場合において、当該部長が不在である
ときは、県央広域本部の所管部長がその事務を代決することができる。
（県央広域本部の部長の専決事項）

第 10 条 県央広域本部の部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 県央広域本部の部の職員の担当事務の決定に関する事

(2) 県央広域本部の部の職員の年度中途における担当事務の調整に関する事（本庁
の総務部長が別に定めるものに限る。）

(3) 県央広域本部の部の職員（部長を除く。）の熊本県職員服務規程の規定による服
務に関する事

(4) 県央広域本部の部の職員の休暇の承認をすること。ただし、部長の次に掲げる休
暇に係るものを除く。

ア 結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認める場合における病気休暇
イ 勤務時間規則第 13 条の表の 3 の項に規定する場合における特別休暇
ウ 勤務時間規則第 13 条の表の 4 の項に規定する場合における特別休暇
エ 国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における特別休暇
オ 介護休暇

カ アからオまでに掲げる休暇以外の休暇で請求期間が引き続き 4 日以上のもの

(5) 県央広域本部の部の職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関する事。た
だし、当該部長の旅行命令及び当該旅行に係る復命で、次に掲げる旅行に係るものを除
く。

ア 外国旅行
イ 引き続き 4 日以上旅行期間である県外旅行

(6) 県央広域本部の部の職員の時間外勤務等の命令に関する事

(7) 県央広域本部の部の分掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関する事

(8) 通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に関する事

(9) 県央広域本部で使用する図書及び印刷物の発行に関する事

(10) 証明書、身分証明書等の交付に関する事

(11) 県央広域本部が所管する行政財産の使用許可及び公有財産（廃川敷及び廃道敷を
除く。）の貸付けに関する事（熊本県公有財産取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第
17 号）第 11 条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認める
ものに限る。）

(12) 熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）第 11 条から第 15 条ま
での規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事

(13) 熊本県情報公開条例附則第 7 項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関
する事

(14) 熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 19 条の規定によ
る個人情報の開示請求に対する決定等に関する事

(15) 熊本県個人情報保護条例第 25 条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定
等に関する事

(16) 熊本県個人情報保護条例第 25 条の 7 の規定による個人情報の利用停止請求に対
する決定等に関する事

(17) 第 12 号から第 14 号までに定めるものを除くほか、行政文書の閲覧及び写しの
交付の承認に関する事

(18) 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関する事

(19) 登記及び供託に関する事

(20) 熊本県補助金等交付規則の規定による補助金（本庁の部長があらかじめ指定した
もの（本部長専決補助金を除く。）に限る。以下この項において「部長専決補助金」
という。）の交付及び必要な措置に関する事

(21) 本部長専決補助金又は部長専決補助金に係る出来形認定及びしゅん工確認検査に

関すること。

- (22) 本部長専決補助金又は部長専決補助金に係る請求、実績報告、決算等に関すること。
- (23) 設計高2億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。
- (24) 設計高2億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。
- (25) 農業に係る用地等の買収、使用及び損失補償に係る評価額の決定（5,000万円未満のものに限る。）をすること。
- (26) 2,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験、設計等の委託（本庁の部長又は本部長があらかじめ指定したものを除く。）に係るものに限る。）をすること。
- (27) 農業に係る用地等の買収、使用及び損失補償に係る支出負担行為をすること。
- (28) 本部長専決補助金又は部長専決補助金に係る支出負担行為をすること。
- (29) 400万円未満の支出負担行為（リースに係るものに限る。）をすること。
- (30) 1,000万円未満の支出負担行為（第26号及び次項第1号に定める委託以外の委託に係るものに限る。）をすること。
- (31) 200万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に係るものに限る。）をすること。
- (32) 1000万円未満の支出負担行為をすること（第26号から前号までに定めるものに係るものを除く。）。
- (33) 収入に関すること。
- (34) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること（分限及び懲戒による場合を除く。）。
- (35) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (36) 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第7条第4項の規定による会計職員の任免に関すること。
- (37) 支出命令に関すること。
- (38) 物品の取得、管理及び処分に関すること。
- (39) 法令の規定による補職の命免をすること。
- (40) その他軽易な事項に関すること。

2 県央広域本部の税務部長は、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 県央広域本部の税務部が入居している庁舎等の清掃、維持補修及び警備等の業務並びに電話交換業務の委託に関すること。
- (2) 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）の規定による納税貯蓄組合の設立、解散及び規約変更の届出の処理並びに納税貯蓄組合に対する質問検査に関すること。
- (3) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による県税に係る不服申立て（事実の認定又は法令の適用のみに係るものに限る。）のうち、当該不服申立てに係る処分が明らかに違法又は不当と認められるものに関すること（重大な又は異例の不服申立てに係るものその他税務部長が決定することが適当でないものと認められないものを除く。）。
- (4) 個人県民税徴収取扱費の交付に関すること。
- (5) 軽油引取税特別徴収事務取扱交付金及び産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金の交付に関すること。
- (6) 県税の減免に関すること（熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第25条の規定による県税の課税免除並びに自動車税及び自動車取得税の減免に関する事項を除く。）。
- (7) 熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の規定による課税免除及び不均一課税をすること。
- (8) 登記簿の閲覧申請に関すること。
- (9) 証明書等の発行に関すること。
- (10) 県税領収証の受払及び引継ぎに関すること。
- (11) 県税に係る徴収金の科目更訂及び年度更訂に関すること。
- (12) 督促状の発付に関すること。
- (13) 県税に係る徴収金の口座振替に関すること。
- (14) 法人税の更正又は決定に伴う市町村長への通知に関すること。
- (15) 不動産の価格の決定に伴う市町村長への通知に関すること。

3 県央広域本部の農林部長は、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 農地の転用許可に関すること。
- (2) 30アール未満の農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可に関すること。
- (3) 市町村の農業振興地域整備計画の変更のうち、面積が30アール未満の農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更及び2ヘクタール未満の農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う農用地利用計画の変更並びに農用地利用計画を除く計画の変更に関する協議をすること。
- (4) 土地改良財産（熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和32年熊本県条例第32号）第12条第3項第1号から第3号までに掲げる財産その他特に本

- 庁の農林水産部長が指定した施設の財産を除く。)の管理及び管理委託に関する事
 (5) 海岸法(昭和31年法律第101号)の規定により海岸保全区域内における占用
 及び行為の許可をすること。
 (県央広域本部の部長の専決事項の代決)
- 第11条 前条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について、県央広域
 本部の部長が不在であるときは、県央広域本部の所管副部長がその事務を代決すること
 ができる。この場合において、当該副部長が不在であるときは、
 県央広域本部の所管課長がその事務を代決することができる。
 (県央広域本部の課長の専決事項)
- 第12条 県央広域本部の課長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
 (1) 県央広域本部の課の職員(課長を除く。)の担当事務の決定に関する事
 業(県央広域本部の部長にあらかじめ確認を得たものに限る。)
 (2) 県央広域本部の課の職員(課長を除く。)の熊本県職員服務規程第4条に規定す
 る年次有給休暇の手続等に関する事
 (3) 県央広域本部の課の職員(課長を除く。)の勤務時間規則第13条の表18の項
 に規定する特別休暇の承認に関する事
 (4) 県央広域本部の課の職員(課長を除く。)の勤務時間規則第13条の表18の項
 に規定する特別休暇の承認に関する事
 (5) 特に出発通知、照会、回答、報告その他の往復文書に関する事
 (6) 副申を要しない経由文書の送達に関する事
 (7) 県央広域本部の外から送付される辞令書、証書、免許状等の交付に関する事
 (8) その他定例的かつ軽易な事務の処理に関する事
 (県央広域本部の農業普及・振興課長の専決事項の代決)
- 第13条 県央広域本部の農業普及・振興課長の専決事項については、当該課長が不在で
 あるときは、当該課に置く課長補佐がその事務を代決することができる。
 (類推による専決)
- 第14条 第8条、第10条及び第12条の規定により専決事項として定められていない
 事項であっても、事の内容により専決することが適当であると認められるものは、こ
 れらの規定に準じて専決することができる。
 (専決事項の取扱い)
- 第15条 本部長は、第8条各号に掲げる事項の一部を指定して、県央広域本部の所管部
 長に専決させることができる。
 2 県央広域本部の部長は、第10条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる事
 項の一部を指定して、県央広域本部の所管副部長又は所管課長に専決させることが可
 能である。
 (上司の決裁及び上司への報告)
- 第16条 第8条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例と
 なり、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければ
 ならない。
 2 第8条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知してお
 く必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
 (県央広域本部の総務部長への合議)
- 第17条 次に掲げる事項については、県央広域本部の総務部長に合議しなければならない。
 (1) 総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関する事
 (2) 重要な事業の計画及び実施方針に関する事
 (3) 広域本部の行政組織及び予算に係る要望に関する事
 (4) その他重要な事項に関する事
 (県央広域本部の副本部長)
- 第18条 県央広域本部の副本部長は、県央広域本部宇城地域振興局長及び県央広域本部
 上益城地域振興局長をもって充てる。
 (県央広域本部の部長)
- 第19条 県央広域本部の総務部長は、本庁総務部市町村・税務局市町村行政課長をもつ
 て充てる。
 2 県央広域本部の振興部長は、本庁企画振興部地域・文化局地域振興課長をもって充て
 る。
 (県央広域本部の課の職員)
- 第20条 県央広域本部の総務調整課の職員(課長を除く。)は、知事が特に命ずる者の
 ほかに、本庁総務部市町村・税務局市町村行政課の職員(課長及び県央広域本部の総務調
 整課長の発令を受けた課長補佐を除く。)を同一の勤務条件をもって充てる。
 2 県央広域本部の振興課の職員(課長を除く。)は、知事が特に命ずる者のほかに、本庁
 企画振興部地域・文化振興局地域振興課の職員(地域振興課長及び県央広域本部の振興
 課長の発令を受けた地域振興課の課長補佐を除き、本庁企画振興部地域・文化振興局地
 域振興課に兼務を命じられた本庁企画振興部企画課の庶務事務を担当する職員を含む。)
 を同一の勤務条件をもって充てる。
 第2節 宇城地域振興局
 (宇城地域振興局の各部各課の分掌事務)
- 第21条 県央広域本部宇城地域振興局(以下この節において「振興局」という。)の各
 部各課の分掌は、別表第4に定めるとおりとする。

(宇城地域振興局の局長の専決事項)

第 2 2 条 振興局の局長 (以下この節において「局長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 所管区域に係る総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 所管区域における重要な事業の計画及び実施方針に関すること。
- (3) 振興局の行政組織及び予算に係る要望に関すること。
- (4) 振興局の職員の年度中途における担当事務の調整に関すること (本庁の総務部長が別に定めるものに限る。)
- (5) 振興局の局長、局次長及び部長の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。ただし、局長の旅行命令及び当該旅行に係る復命で、次に掲げる旅行に係るものを除く。
 - ア 外国旅行
 - イ 旅行期間が引き続き 4 日以上 of 県外旅行
- (6) 分掌事務に係る表彰に関すること。
- (7) 振興局において使用する図書及び印刷物に関すること。
- (8) 振興局が所管する行政財産の使用許可及び公有財産 (廃川敷及び廃道敷を除く。)の貸付けに関すること (熊本県公有財産取扱規則第 11 条ただし書の規定により本庁の総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。)
- (9) 熊本県補助金等交付規則の規定による補助金 (本庁の部長があらかじめ指定したものに限り。次条において「局長専決補助金」という。)の交付及び必要な措置に関すること。
- (10) 設計高 1 億円以上 2 億円未満の工事の施行を決定すること (本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。)
- (11) 設計高 5,000 万円以上 1 億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること (本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。)
- (12) 設計高 1 億円以上 2 億円未満の工事の予定価格の決定に関すること。
- (13) 2,000 万円以上 3,000 万円未満の支出負担行為 (測量、調査、試験、設計等)の委託 (本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。)に係るものに限る。)
- (14) 4,000 万円以上 6,000 万円未満の支出負担行為 (道路の維持管理の委託に係るものに限る。)をすること。
- (15) 振興局の分掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。
- (16) 振興局の局長、局次長及び部長の熊本県職員服務規程の規定による服務に関すること。
- (17) 局長の休暇の承認をすること。ただし、次に掲げる休暇に係るものを除く。
 - ア 結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認める場合における病気休暇
 - イ 勤務時間規則第 13 条の表 3 の項に規定する場合における特別休暇
 - ウ 勤務時間規則第 13 条の表 4 の項に規定する場合における特別休暇
 - エ 国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における特別休暇
 - オ 介護休暇
 - カ アからオまでに掲げる休暇以外の休暇で請求期間が引き続き 4 日以上のもの
- (18) 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 43 条の規定により社会福祉法人 (老人福祉施設、障害者福祉施設及び保育所の運営を行うものに限る。)の定款変更を認可すること。
- (19) 社会福祉法人 (老人福祉施設及び障害者福祉施設の運営を行うものに限る。)の基本財産の処分及び長期借入金等並びに社会福祉施設 (老人福祉施設及び障害者福祉施設に限る。)の運営費に関する協議の承認をすること。
- (20) 家畜商免許証の交付及び免許の取消しに関すること。
- (21) 家畜人工授精師免許証の交付及び免許の取消し並びに業務の停止を命ずること。
- (22) 土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項に関すること。
 - ア 法第 39 条第 5 項の規定により土地改良区の理事が行う滞納処分の認可に関すること。
 - イ 法第 89 条の 2 第 6 項の規定により従前の土地に代わるべき一時利用地を指定し、又は従前の土地について使用し、及び収益することを停止させること。
 - ウ 2,000 万円以上 3,000 万円未満の県営土地改良事業に係る換地業務の委託に関すること。
- (23) 林業関係制度資金に係る事項のうち、次に掲げる計画の認定及び変更認定に関すること。
 - ア 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法 (昭和 54 年法律第 51 号) 第 3 条の規定による林業経営改善計画及び同法第 4 条第 1 項の規定による木材の生産又は流通の合理化を図るための計画
 - イ 21 世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱第 2 の 1 の (1) の規定による森林整備合理化計画
 - ウ 林地取得資金融通取扱要綱第 3 の 1 の規定による林業経営改善推進計画
 - エ 山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) 第 17 条及び過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 26 条の規定による農林漁業経営改善計画及び農林漁業振興計画

オ 林業経営の再建を図ろうとする林業者に対する林業経営安定資金の融通措置実施
 要綱第5の(1)の規定による林業経営再建整備計画

(24) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条の
 規定による鳥獣の捕獲の許可に関すること(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生
 態系に係る被害の防止の目的で行う鳥獣の捕獲に係るものを除く。)

(25) 狩猟者登録の抹消に関すること。

(26) 有害鳥獣の捕獲に係る補助事業の実施に関すること。

(27) 指定猟法禁止区域に係る指定猟法の許可に関すること。

(28) 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この号において「法」という。)
 の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
 ア 法第16条第2項及び第3項の規定による同意及び認可に関すること。
 イ 法第16条第4項及び第5項の規定による法第10条第6項、第12条及び第13条の
 規定による承認等に関すること。
 ウ 法第17条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
 エ 法第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可に関すること(環境大臣
 に協議を要するもの及び法第20条第3項第2号、第7号、第11号、第13号、
 オ 法第24条第3項の規定による認定に関すること。)
 カ 法第41条第2項及び第3項の規定による協議に
 キ 法第68条第1項の規定による協議に関すること(環境大臣に協議を要するもの
 を除く。)

(29) 熊本県立自然公園条例(昭和33年熊本県条例第45号。以下この号において「
 条例」という。)
 ア 条例第11条第2項及び第3項の規定による同意及び認可に関すること。
 イ 条例第21条第4項の規定による許可に関すること(同項第2号、第7号、第1
 3号条及び第23条第3項の規定による認定に関すること。)
 ウ エ 条例第54条第1項の規定による協議に関すること。

(30) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この号において「法」という。)
 の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
 ア 法第29条第1項又は第2項の規定により面積が3万平方メートル以上5万平方
 メートル未満の開発行為(開発審査会の議に係るものを除く。)を許可すること。
 イ 法第35条の2第1項の規定により面積が3万平方メートル以上5万平方メー
 ル未満の開発許可(開発審査会の議に係るものを除く。)に係る事項の変更許可を
 ウ 法第35条の2第3項の規定により開発許可に係る事項の軽易な変更の届出(開
 発許可(開発審査会の議に係るものを除く。)を受けた面積が3万平方メートル以
 上5万平方メートル未満の開発行為に関するものに限る。)を受理すること。
 エ 法第36条第2項の規定により工事(開発許可(開発審査会の議に係るものを除
 く。)を受けた面積が3万平方メートル以上5万平方メートル未満の開発行為に關
 するものに限る。)の完了の検査を行い、検査済証を交付すること。
 オ 法第37条の規定により工事完了公告前、建築(開発許可(開発審査会の議に係
 るものに限る。))を受けた面積が3万平方メートル以上5万平方メートル未満の開
 発区域内のものに限る。)を承認すること。
 カ 法第41条及び第42条の規定により建築(開発許可(開発審査会の議に係るも
 のを除く。))を受けた面積が3万平方メートル以上5万平方メートル未満の開發区
 域内のものに限る。)を許可すること。
 キ 法第45条の規定により面積が3万平方メートル以上5万平方メートル未満の開
 発許可(開発審査会の議に係るものを除く。)に係る地位の承継を承認すること。

(31) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)
 の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
 ア 法第6条第11項の規定による指定確認検査機関等に対する建築基準関係規
 定に適合しない旨の通知に関すること。
 イ 法第70条第1項の規定による建築協定の認可に関すること。
 ウ 法第74条第1項の規定による建築協定の変更認可に関すること。
 エ 法第76条の規定による建築協定の廃止の認可に関すること。
 オ 法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可に関すること。
 カ 法第86条第1項又は第2項の規定により一の敷地とみなすこと等による制限の
 緩和に係る認定をすること。
 キ 建築物以外、第1項の2第1項の規定により公告認定対象区域内における同一敷地内認定
 建築物の位置及び構造の認定をすること。

2 局長は、前項第5号及び第17号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案
 して、自ら専決することが適当でないと認めるときは、上司の決裁を受けなければなら
 ない。
 (宇城地域振興局の局長の代決)
 第23条 局長の専決事項について、局長が不在であるときは、振興局の局次長がその事
 務を代決することができる。

2 前項の場合において、振興局の局次長が不在であるときは、振興局の所管部長がその事務を代決することができる。

(宇城地域振興局の局次長の専決事項)

第24条 振興局の局次長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること(分限及び懲戒による場合を除く。)
- (2) 振興局が入居している庁舎等の清掃、維持補修及び警備等の業務並びに電話交換業務の委託に関すること。
- (3) 振興局に係る光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (4) 熊本県会計規則第7条第4項に基づく会計職員の任免に関すること。
- (5) 振興局に係る支出命令に関すること。
- (6) 振興局に係る物品の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 設計高5,000万円未滿の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること(本庁の部長又は局長があらかじめ指定したものを除く。)
- (8) 2,000万円未滿の支出負担行為(測量、調査、試験、設計等の委託(本庁の部長又は局長があらかじめ指定したものを除く。))に係るものに限る。)をすること。
- (9) 局長専決補助金に係る支出負担行為をすること。
- (10) 400万円未滿の支出負担行為(リースに係るものに限る。)をすること。
- (11) 1,000万円未滿の支出負担行為(第2号及び第8号に定める委託以外の委託に係るものに限る。)をすること。
- (12) 200万円未滿の支出負担行為(物品の購入及び修繕に係るものに限る。)をすること。
- (13) 100万円未滿の支出負担行為(第8号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (14) 収入に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のほか、振興局の局次長は、次に掲げる事項(振興局の総務振興課の分掌事務に係るものに限る。)を専決するものとする。

- (1) 課長の熊本県職員服務規程の規定による服務に関すること。
- (2) 課の職員の旅行命令並びに県外旅行に係る復命に関すること。
- (3) 課の職員の時間外勤務等の命令に関すること(局次長があらかじめ確認したものに係るものを除く。)
- (4) 分掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関すること。
- (5) 通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に関すること。
- (6) 振興局で使用する軽易な図書及び印刷物の発行に関すること。
- (7) 証明書、身分証明書等の交付に関すること。
- (8) 熊本県情報公開条例第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
- (9) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
- (11) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。
- (12) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。
- (13) 第5号から第7号までに定めるものを除くほか、分掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
- (14) 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関すること。
- (15) 登記及び供託に関すること。
- (16) 局長専決補助金(本庁の部長があらかじめ指定したものに限り)の出来形認定及びしゅん工確認検査に関すること。
- (17) 局長専決補助金(本庁の部長があらかじめ指定したものに限り)に係る請求、実績報告、決算等に関すること。
- (18) その他軽易な事項に関すること。

(宇城地域振興局の局次長の代決)

第25条 振興局の局次長の専決事項について、当該局次長が不在であるときは、振興局の所管部長又は総務振興課長がその事務を代決することができる。

(宇城地域振興局の部長の専決事項)

第26条 振興局の部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 振興局の部の職員(課の職員を除く。)の担当事務の決定に関すること。
- (2) 振興局の部の職員(課の職員を除く。)の年度中途における担当事務の調整に関すること(本庁の総務部長が別に定めるものに限る。)
- (3) 振興局の副部長及び課長の熊本県職員服務規程の規定による服務に関すること。
- (4) 振興局の部の職員の旅行命令並びに県外旅行に係る復命に関すること。
- (5) 振興局の部の職員の時間外勤務等の命令に関すること(部長があらかじめ確認したものに係るものを除く。)
- (6) 分掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関すること。
- (7) 通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に関すること。

- (8) 振興局で使用する軽易な図書及び印刷物の発行に関する事。
 - (9) 証明書、身分証明書等の交付に関する事。
 - (10) 熊本県情報公開条例第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。
 - (11) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。
 - (12) 熊本県個人情報保護条例第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。
 - (13) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。
 - (14) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。
 - (15) 第10号から第12号までに定めるものを除くほか、分掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。
 - (16) 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関する事。
 - (17) 登記及び供託に関する事。
 - (18) 局長専決補助金（本庁の部長があらかじめ指定したものに限り。）の出来形認定及びしゅん工確認検査に関する事。
 - (19) 局長専決補助金（本庁の部長があらかじめ指定したものに限り。）に係る請求、実績報告、決算等に関する事。
 - (20) 補助事業（災害復旧事業及び災害関連事業に限り。）に係る指令前着工の承認に関する事。
 - (21) 設計高1億円未満の工事の施行を決定すること（本庁の部長又は局長があらかじめ指定したものを除く。）。
 - (22) 設計高1億円未満の工事の予定価格の決定に関する事。
 - (23) 設計高2億円未満の工事設計変更額が5,000万円未満の設計変更の決定に関する事（設計変更により工事金額が2億円以上となるものを除く。）。
 - (24) 土木に係る用地等の買収、使用及び損失補償に係る評価額の決定（5,000万円未満のものに限り。）をすること。
 - (25) 2,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験、設計等の委託（本庁の部長又は局長があらかじめ指定したものを除く。）に係るものに限り。）をすること。
 - (26) 4,000万円未満の支出負担行為（道路の維持管理の委託に係るものに限り。）をすること。
 - (27) 1,000万円未満の支出負担行為（工事材料の購入に係るものに限り。）をすること。
 - (28) 2億円未満の支出負担行為（工事の請負に係るものに限り。）をすること。
 - (29) 前号に定めるもののほか、設計変更により2億円以上となる支出負担行為（工事の請負に係るものに限り。）をすること。
 - (30) 土木に係る用地等の買収、使用及び損失補償に係る支出負担行為をすること。
 - (31) 局長専決補助金に係る支出負担行為をすること。
 - (32) 400万円未満の支出負担行為（リースに係るものに限り。）をすること。
 - (33) 1,000万円未満の支出負担行為（第25号及び第26号に定める委託及び第3項第21号及び第33号に定める委託以外の委託に係るものに限り。）をすること。
 - (34) 200万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に係るものに限り。）をすること。
 - (35) 1000万円未満の支出負担行為（第25号から前号までに定めるものを除く。）をすること。
 - (36) 収入に関する事。
 - (37) その他軽易な事項に関する事。
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、振興局の保健福祉環境部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条の規定による母子福祉資金及び同法第32条第1項、第2項及び第4項において準用する同法第13条の規定による寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関する事。
 - (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格の認定等に関する事。
 - (3) 社会福祉法人（老人福祉施設、障害者福祉施設及び保育所を運営するものに限り。）に係る各種証明に関する事。
 - (4) 社会福祉法第63条の規定により社会福祉施設の届出事項の変更の届出を受理すること。
- 3 第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の農林部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 株式会社日本政策金融公庫の委嘱事項中貸付対象事業の工事しゅん工認定（株式会社日本政策金融公庫から依頼があったものに限り。）に関する事。
 - (2) 種雄畜検査に関する事。
 - (3) 種きん検査に関する事。
 - (4) 熊本県農業近代化資金通措置要項の規定による融資のうち、同要項第2の1の(1)に掲げる者及び第2の2の(1)に掲げる融資機関の第2の1の(2)から(4)まで

- に掲げる者、漁業改良、対業同和、す融資に、関す、利子補給の承認に、関す、こと。
- (5) 農林漁業改良資金助成法等の一部を改
 - (6) 農業改良資金助成法の規定による農
 - (7) 業改良資金助成法の規定による農
 - (8) 業改良資金助成法の規定による農
 - (9) 業改良資金助成法の規定による農
 - (10) 業改良資金助成法の規定による農
 - (11) 業改良資金助成法の規定による農
 - (12) 業改良資金助成法の規定による農
 - (13) 業改良資金助成法の規定による農
 - (14) 業改良資金助成法の規定による農
 - (15) 業改良資金助成法の規定による農
 - (16) 業改良資金助成法の規定による農
 - (17) 業改良資金助成法の規定による農
 - (18) 業改良資金助成法の規定による農
 - (19) 業改良資金助成法の規定による農
 - (20) 業改良資金助成法の規定による農
- 次に掲げる事項
- ア 法第 18 条第 16 項の規定による土地改良区役員の就退任等の届出に関する事
 - イ 法第 89 条第 2 第 2 項において準用する法第 52 条第 6 項の規定により換地計画
 - ウ エ オ カ キ
- (21) 土地改良区等に係る諸証明に関する事
 - (22) 株式会社日本政策金融公庫の調査委嘱規則（農林）（平成 20 年農林（営）3）
 - (23) 第 2 条の規定による農業基盤整備資金及び担い手育成農地集積資金貸付対象事業調書
 - (24) の作成（地方農政局長の協議を必要とするものを除く。）並びに貸付対象事業の工事
 - (25) しゅん工の認定に関する事
 - (26) 地域森林計画の実行照査に関する事
 - (27) 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 111 条第 4 項の規定による森林組合
 - (28) の検査に関する事
 - (29) 熊本県林業担い手育成基金関係事業実施要領第 3 の 1 の 2 の (3) 及び第 3 の 1 の
 - (30) 4 の (1) のアの規定による林業担い手対策に伴う委託事業等の実施に関する事
- 施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 法第 6 条第 2 項の規定による指定採取源の保護又は管理のための指示をすること。
 - イ 法第 10 条第 1 項の規定による登録及び法第 15 条の規定による登録の取消し
 - ウ エ オ カ キ
- (28) 株式会社日本政策金融公庫の委嘱事項中貸付対象事業の工事しゅん工認定に関する
 - (29) 株式会社日本政策金融公庫資金のうち、林業施設等の資金に係る計画の認定に関
 - (30) する事

- の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章（県外居住者に係るものを除く。）の再交付をすること。
- (46) 自然公園法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 法第16条第4項において準用する法第10条第9項の規定による届出に関すること。
 - イ 法第16条第4項において準用する法第14条第2項の規定による届出に関すること。
 - ウ 法第20条第3項の規定による許可に関するものに限る。（同項第2号、第7号、第11号、法第68条第3項の規定による通知の受理に関するものに限る。）
- (47) 熊本県立自然公園条例（以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 条例第21条第4項の規定による許可に関するものに限る。（同項第2号、第7号、第11号、条例第54条第2項の規定による通知の受理に関するものに限る。）
 - イ 条例第54条第2項の規定による通知の受理に関すること。
 - ウ 熊本県立自然公園条例施行規則（昭和47年熊本県規則第45号）第4条第1項の規定による届出に関するものに限る。（昭和40年熊本県条例第50号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 条例第14条第7項、第16条第1項、第22条第1項及び第26条第3項並びに熊本県自然環境保全条例施行規則（昭和48年熊本県規則第60号）第19条第3号の規定による届出に関するものに限る。（昭和40年熊本県条例第50号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- イ 条例第18条第2項（条例第22条第8項及び第26条第10項において準用する場合を含む。）及び熊本県自然環境保全条例施行規則第19条第3項の規定による届出に関するものに限る。（昭和40年熊本県条例第50号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- (48) 熊本県立自然環境保全条例（昭和40年熊本県条例第50号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 条例第14条第7項、第16条第1項、第22条第1項及び第26条第3項並びに熊本県自然環境保全条例施行規則（昭和48年熊本県規則第60号）第19条第3号の規定による届出に関するものに限る。（昭和40年熊本県条例第50号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
 - イ 条例第18条第2項（条例第22条第8項及び第26条第10項において準用する場合を含む。）及び熊本県自然環境保全条例施行規則第19条第3項の規定による届出に関するものに限る。（昭和40年熊本県条例第50号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- (49) 熊本県野生動物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第35条第8項及び第10項の規定による届出に関するものに限る。（昭和40年熊本県条例第50号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- 4 第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 景観法（平成16年法律第110号。以下この号において「法」という。）及び熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 法第16条及び条例第7条の規定による行為の届出及び行為の変更の届出（条例第7条第1項第3号及び第3項第3号の規定による届出で熊本県景観条例施行規則（昭和62年熊本県規則第39号）第2条第6号に規定する工作物のうち電気供給のための電線路の支持物に係るものを除く。）を受理すること。
 - イ 法第16条第3項又は条例第7条第5項の規定により行為の届出者に対し景観形成上必要な勧告（熊本県景観条例施行規則第2条第6号に規定する工作物のうち電気供給のための電線路の支持物に係るものを除く。）をすること。
 - ウ 条例第12条の規定により公共事業等景観形成指針への個別的配慮を要請すること。
 - エ 法第17条第7項の規定による報告、立入検査及び立入調査に関するものに限る。（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6の1共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関するものに限る。
- (2) 景観形成のために必要な技術的援助、啓発等に関するものに限る。
- (3) 建築基準法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 法第7条の6及び第18条の規定による建築物の仮使用承認に関するものに限る。
 - イ 法第9条の規定による違反建築物に対する措置命令のうち軽易なものに関するものに限る。
 - ウ 法第12条の規定により特殊建築物及び昇降機等の定期報告を受理すること。
 - エ 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定すること。
 - オ 法第43条第1項ただし書の規定による建築許可に関するものに限る。
 - カ 法第85条の規定による仮設建築物の建築許可に関するものに限る。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の2第1項の規定による報告及び立入検査に関するものに限る。
- (5) 熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の規定による建築物の認定に関するものに限る。
- (6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地認定に関するものに限る。
 - イ 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第12号ニ、第62条の3第4項第12号ニ及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅認定に関するものに限る。
- (7) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第7条及び第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措

- 置法第 1 条の規 定によ る改 正前 の租 税特 別措 置法 第 2 8 条の 5 第 2 項 第 2 号 及 び 第 6 3 条 第 2 号 第 3 項 第 2 号 の 規 定 等 の 移 動 法 等 の 法 律 (平 成 1 8 年 法 律 第 9 1 号) の 施 行 に 関 する 事 項 の うち、 次 に 掲 げ る 事 項
- ア 法 第 1 6 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 特 定 建 築 物 の 建 築 を し よ う と す る 者 及 び 特 定 建 築 物 の 建 築 特 定 施 設 の 設 計 及 び 施 工 に 係 る 事 項 に つ い て 必 要 な 指 導 及 び 助 言 を す る こ と。
- イ 法 第 1 7 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 特 定 建 築 物 の 計 画 認 定 (法 第 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 計 画 の 変 更 認 定 を 含 む) を す る こ と。
- ウ 法 第 1 7 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 建 築 計 画 を 建 築 主 事 に 通 知 す る こ と。
- エ 法 第 5 3 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 法 の 施 行 に 必 要 な 報 告 の 徴 収、 工 事 現 場 へ の 立 入 検 査 又 は 質 問 を す る こ と。
- オ 法 第 5 3 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 認 定 特 定 建 築 物 の 建 築 等 又 は 維 持 保 全 の 状 況 に つ い て 報 告 を 求 め る こ と。
- (9) 建 築 物 の 耐 震 改 修 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 7 年 法 律 第 1 2 3 号。 以 下 こ の 号 に お い て 「 法 」 と い う。) の 施 行 に 関 す る 事 項 の うち、 次 に 掲 げ る 事 項
- アイ 法 第 7 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 必 要 な 指 導 及 び 助 言 を す る こ と。
- イウ 法 第 7 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 報 告 の 徴 収 又 は 立 入 検 査 を す る こ と。
- エ 法 第 8 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 計 画 の 認 定 (法 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 計 画 の 変 更 認 定 を 含 む) を す る こ と。
- オカ 法 第 8 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 建 築 主 事 の 同 意 を 得 る こ と。
- キ 法 第 8 条 第 8 項 の 規 定 に よ り 建 築 主 事 に 通 知 す る こ と。
- (10) 熊 本 県 高 齢 者 及 び 障 害 者 の 自 立 と 社 会 的 活 動 へ の 参 加 の 促 進 に 関 す る 条 例 (平 成 7 年 熊 本 県 高 齢 者 及 び 障 害 者 自 立 と 社 会 的 活 動 へ の 参 加 の 促 進 に 関 す る 条 例) の 施 行 に 関 す る 事 項 の うち、 次 に 掲 げ る 事 項
- アイ 条 例 第 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 必 要 な 指 導 及 び 助 言 を す る こ と。
- イウ 条 例 第 1 8 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 必 要 な 指 示 を す る こ と。
- エ 条 例 第 1 8 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 報 告 の 徴 収 又 は 立 入 検 査 を す る こ と。
- オ 条 例 第 1 9 条 の 規 定 に よ り 協 議 を 受 け る こ と。
- (11) 土 地 区 画 整 理 法 (昭 和 2 9 年 法 律 第 1 1 9 号。 以 下 こ の 号 に お い て 「 法 」 と い う。) の 施 行 に 関 す る 事 項 の うち、 次 に 掲 げ る 事 項
- アイ 法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 土 地 の 形 質 の 変 更 又 は 建 築 物 そ の 他 工 作 物 の 新 築 等 を 許 可 す る こ と。
- (12) 都 市 計 画 法 (以 下 こ の 号 に お い て 「 法 」 と い う。) の 施 行 に 関 す る 事 項 の うち、 次 に 掲 げ る 事 項
- ア 法 第 2 9 条 第 1 項 又 は 第 2 項 の 規 定 に よ り 面 積 が 3 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 開 発 行 為 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) を 許 可 す る こ と。
- イ 法 第 3 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 面 積 が 3 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 開 発 許 可 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) に 係 る 事 項 の 軽 易 な 変 更 の 届 出 (開 発 許 可 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) を 受 け た 面 積 が 3 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 開 発 行 為 に 関 す る も の に 限 る。) を 受 理 す る こ と。
- ウ 法 第 3 5 条 第 2 項 第 3 項 の 規 定 に よ り 開 発 許 可 に 係 る 事 項 の 軽 易 な 変 更 の 届 出 (開 発 許 可 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) を 受 け た 面 積 が 3 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 開 発 行 為 に 関 す る も の に 限 る。) を 受 理 す る こ と。
- エ 法 第 3 2 条 の 規 定 に よ り 同 意 を す る こ と。
- オ 法 第 3 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 工 事 (開 発 許 可 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) を 受 け た 面 積 が 3 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 開 発 行 為 に 関 す る も の に 限 る。) の 完 了 の 検 査 を 行 い、 検 査 済 証 を 交 付 す る こ と。
- カ 法 第 3 7 条 の 規 定 に よ り 工 事 完 了 公 告 前 の 建 築 (開 発 許 可 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) を 受 け た 面 積 が 3 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 開 発 区 域 内 の も の に 限 る。) を 承 認 す る こ と。
- キ 法 第 4 1 条 及 び 第 4 2 条 の 規 定 に よ り 建 築 (開 発 許 可 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) を 受 け た 面 積 が 3 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 開 発 区 域 内 の も の に 限 る。) を 許 可 す る こ と。
- ク 法 第 4 3 条 の 規 定 に よ り 建 築 等 の 許 可 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) を 承 認 す る こ と。
- ケ 法 第 4 4 条 の 規 定 に よ り 面 積 が 3 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 開 発 許 可 (開 発 審 査 会 の 議 に 係 る も の を 除 く。) に 基 づ く 地 位 の 承 継 を 承 認 す る こ と。
- コ 法 第 5 3 条 の 規 定 に よ り 建 築 の 許 可 を す る こ と。
- ク 法 第 6 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 建 築 等 の 許 可 を す る こ と。
- (13) エ 法 第 1 条 の 規 定 に よ り 建 築 等 の 許 可 (昭 和 5 4 年 法 律 第 4 9 号。 以 下 こ の 号 に お い て 「 法 」 と い う。) の 施 行 に 関 す る 事 項 の うち、 次 に 掲 げ る 事 項
- アイ 法 第 7 4 条 の 規 定 に よ り 建 築 主 事 対 する 指 導 及 び 助 言 を す る こ と。
- イ 法 第 7 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 届 出 及 び 変 更 の 届 出 を 受 理 す る こ と。

- ウエオカ
(14) 下のアイ措
法第 7 条第 2 項の規
法第 7 条第 2 項の規
法第 8 条第 1 項の規
建設工事におい
この号に於いて「法
法第 10 条第 3 項の
法第 10 条第 3 項の
命に於いて「法第 1
法第 11 条第 1 項の
法第 14 条第 1 項の
法第 4 条第 3 項の
法第 4 条第 3 項の
熊本の地球温暖化
の号に於いて「条例
条例第 32 条から第
条例第 49 条の規
に於いて「条例第 5
係るものに限る。)
エ
(16) 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務を
道敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び一般海域の占使用の許可
及び占使用料等の徴収に關すること。
(17) 道路、河川、水路敷等と民地との境界を確定すること。
(18) 道路の制限及び禁止に關する第 180 号。以下この号において「法」という。)の施
(19) 道路法の事項のうち、次に掲げる事項
行に關する事項のうち、次に掲げる事項
アイ法第 22 条の規定により工事原因者に対する工事施行命令を行うこと。
ウ法第 24 条の規定により道路管理者以外の者の行う工事の承認をすること。
エ法第 47 条の 2 の規定により特殊車両の運行を許可すること。
オ法第 58 条の規定により原因者負担金の額を決定すること。
カ法第 71 条第 1 項の規定により監督処分を行うこと。
法第 90 条第 2 項の規定により国有財産 (10 万平方メートルを超えるものを除
く。)の無償貸付及び譲与を行うこと。
キ法第 92 条第 4 項の規定により不
ク法第 92 条第 4 項の規定により不
意を行うこと。
ケ法第 93 条の規定により不
コ法第 94 条第 2 項の規定により不
超えるものを除く。)の譲与を行うこと。
(21) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)
の規定による河川区域内の土石等の採取に係る許可及び認可並びに土砂採取料等の徴
収に關すること。
(22) 河川法 (以下この号において「法」という。)の施行に關する事項のうち、次に
掲げる事項
ア法第 17 条第 1 項の規定による堤防と道路との兼用工作物に係る管理協定の締結
に關すること。
イ法第 20 条の規定により河川管理者以外の者が行う工事等の承認をすること。
ウ法第 26 条第 1 項の規定により河川区域内の工作物の新築、改築及び除却の許可
をすること。
エ法第 27 条第 1 項の規定により河川区域内の土地の掘削等の許可をすること。
オ法第 25 条第 1 項の規定により河川敷地の交換を行うこと。
(23) 砂防指定地内における制限行為の許可及び砂防設備の占用の許可に關すること。
(24) 地すべり防止区域内における制限行為の許可に關すること。
(25) 急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可に關すること。
(26) 海岸法の規定により海岸保全区域及び一般公共海岸区域における制限行為の許可
をすること。
(27) 熊本の屋外広告物条例 (昭和 39 年熊本の条例第 66 号。以下この号において「
条例」
アイ条例第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 4 項により許可をすること。
ウ条例第 15 条の規定により許可の取消をすること。
エ条例第 16 条の規定により違反に対する措置をすること。
オ条例第 17 条の 2 第 2 項に規定する保管物等を一覧簿に關すること。
(28) 里道、水路等の付替を許可すること。
(29) 前号の許可に係る付替財産の寄附に關すること。

- (30) 里道、水路等（3万平方メートルを超えるものを除く。）の用途廃止及び引継ぎに関すること。
- (31) 国有財産法（昭和23年法律第73号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
 - ア 法第4条第2項に規定する国有財産の所管換（10万平方メートルを超える国有財産に係るものを除く。）及び同条第3項に規定する国有財産の所属換に関すること。
 - イ 法第18条第6項の規定により国有財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）の使用又は収益を許可すること。
 - ウ 法第22条第1項の規定により国有財産（国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第1条第1項第3号に規定する引継不適当財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）に限る。オにおいて同じ。）を無償で貸し付けること。
 - エ 法第27条第1項の規定により国有財産（1万平方メートルを超えるものを除く。）の交換をすること。
 - オ 法第28条の規定により国有財産を譲与すること。
- (32) 土地改良法第5条第6項の規定により承認をすること。
 - （宇城地域振興局の部長の専決事項の代決）
- 第27条 振興局の部長の専決事項については、当該部長が不在であるときは、振興局の所管副部長がその事務を代決することができる。
 - 2 前項の場合において、当該副部長が不在であるとき又は置かれていないときは、振興局の所管課長がその事務を代決することができる。
 - （宇城地域振興局の課長の専決事項）
- 第28条 振興局の課長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
 - (1) 振興局の課の職員の担当事務の決定に関すること。
 - (2) 振興局の課の職員の時間外勤務等の命令に関すること（振興局の部長にあらかじめ確認を得たものに限る。）。
 - (3) 振興局の課の職員（課長を除く。）の熊本県職員服務規程第4条に規定する年次有給休暇の手続等に関すること。
 - (4) 振興局の課の職員（課長を除く。）の勤務時間規則第13条の表18の項に規定する特別休暇の承認に関すること。
 - (5) 特に軽易な通知、照会、回答、報告その他の往復文書に関すること。
 - (6) 副申を要しない経由文書の進達に関すること。
 - (7) 振興局外から送付される辞令書、証書、免許状等の交付に関すること。
 - (8) その他定例的かつ軽易な事務の処理に関すること。
 - （宇城地域振興局の農業普及・振興課長の専決事項の代決）
- 第29条 振興局の農業普及・振興課長の専決事項については、当該課長が不在であるときは、当該課に置く課長補佐がその事務を代決することができる。
 - （類推による専決）
- 第30条 第22条、第24条、第26条及び第28条の規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。
 - （専決事項の取扱い）
- 第31条 局長は、第22条各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局次長又は所管部長に当該事項を専決させることができる。
 - 2 振興局の局次長は、第24条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。
 - 3 振興局の部長は、第26条第1項各号、第2項各号、第3項各号及び第4項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は所管課長に当該事項を専決させることができる。
 - （上司の決裁及び上司への報告）
- 第32条 第22条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例とならざる若しくは紛議をかもしおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。
 - 2 第22条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
 - （宇城地域振興局の総務振興課長への合議）
- 第33条 次に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。
 - (1) 所管区域における総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。
 - (2) 所管区域における重要な事業の計画及び実施方針に関すること。
 - (3) 振興局の行政組織及び予算に係る要望に関すること。
 - (4) その他重要な事項に関すること。
 - 第3節 上益城地域振興局
 - （上益城地域振興局の各部各課の分掌事務）
- 第34条 県央広域本部上益城地域振興局（以下この節において「振興局」という。）の各部各課の分掌事務は、別表第5に定めるとおりとする。ただし、振興局の総務振興課の分掌事務にあつては、振興局の土木部総務出納課の分掌事務となる事務を除く。
 - （上益城地域振興局の局長の専決事項）
- 第35条 振興局の局長（以下この節において「局長」という。）の専決事項については、

- 第22条及び第23条を準用する。
 (上益城地域振興局の局長の専決事項)
- 第36条を専決するものとする。
 2 振興局の局長の専決事項については、第24条第2項及び第25条を準用する。
 (上益城地域振興局の部長の専決事項)
- 第37条を準用する。
 2 前項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
 (1) 第24条第1項各号(第7号を除く。)に掲げる事項(土木部に係るものに限る。)
 (2) 第26条第4項各号(第17号及び第26号を除く。)に掲げる事項
 (3) 道路敷及び河川敷の占使用の許可及び占使用料等の徴収に関すること。
 (4) 駐車場法(昭和32年法律第106号。以下この号において「法」という。)の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項
 ア 法第12条の規定による設置の届出を受理すること。
 イ 法第13条第1項の規定による管理規程の届出を受理すること。
 ウ 法第14条の規定による休止等の届出を受理すること。
 (5) 都公営公園法(昭和31年法律第79号。以下この号において「法」という。)の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項
 ア 法第5条第1項の規定により公園施設の設置又は管理の許可をすること。
 イ 法第6条第1項及び第3項の規定により公園の占用の許可及び変更の許可をすること。
 ウ 法第9条の規定による占用の協議に關するること。
 エ 法第10条第2項の規定による原に因り措置の指示をすること。
 オ 法第13条の規定による監督に關する要する負担金に關すること。
 カ 法第14条第2項の規定による監督に關する要する負担金に關すること。
 キ 法第27条の規定による損失に關する補償に關すること。
 ク 法第28条の規定による損失に關する補償に關すること。
 (6) 熊本市の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項
 ア 条例第2条の規定による行為の許可及び変更の許可をすること。
 イ 条例第4条の規定による利用の禁止又は制限に關すること。
 ウ 条例第6条の規定による監督に關すること。
 エ 条例第9条の規定による使用料の徴収及び返還をすること。
 オ 条例第10条の規定による使用料の減免をすること。
 (上益城地域振興局の課長の専決事項)
- 第38条を準用する。
 (類推による専決)
- 第39条第35条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であつても、事務の内容により専決することが適當であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。
 (専決事項の取扱い)
- 第40条局長は、第35条において準用する第22条各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局長は、第36条第1項の事項及び同条第2項において準用する第24条第2項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管部長、副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。
 2 振興局の局長は、第36条第1項の事項及び同条第2項において準用する第24条第2項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管部長、副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。
 3 振興局の部長は、第37条第1項において準用する第26条第1項各号、第2項各号、第3項各号に掲げる事項並びに第37条第2項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は所管課長に当該事項を専決させることができる。
 (上司の決裁及び上司への報告)
- 第41条第35条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例とならば、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならぬ。
 2 第35条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
 (上益城地域振興局の総務振興課長への合議)
- 第42条第33条各号に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。
 第4節 熊本農政事務所
 (熊本農政事務所の各課の分掌事務)
- 第43条農政事務所の各課の分掌事務は、別表第6に定めるとおりとする。
 (熊本農政事務所の所長の専決事項)
- 第44条農政事務所の所長(以下この条及び次条において「所長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。
 (1) 農政事務所の職員(課の職員を除く。)の担当事務の決定に關すること。
 (2) 農政事務所の職員の年度中途における担当事務の調整に關すること(本庁の総務

- 部長が別に定めるものに限る。)
- (3) 農政事務所の職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に關すること。ただし、所長の旅行命令及び当該旅行に係る復命で、次に掲げる旅行に係るものを除く。
ア 外国旅行
イ 旅行期間が引き続き 4 日以上、の県外旅行
- (4) 農政事務所の職員の時間外勤務等命令に關すること（所長があらかじめ確認した課の職員の時間外勤務等命令に關するものを除く。）。)
- (5) 分掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に關すること。
- (6) 通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に關すること。
- (7) 分掌事務に係る表彰に關すること。
- (8) 農政事務所において使用する図書及び印刷物に關すること。
- (9) 農政事務所が所管する行政財産の使用許可及び公有財産（廃川敷及び廃道敷を除く。）の貸付けに關すること（熊本県公有財産取扱規則第 11 条ただし書の規定により本庁の総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。)
- (10) 熊本県補助金等交付規則の規定による補助金（本庁の部長があらかじめ指定したものに限る。以下この条において「所長専決補助金」という。）の交付及び必要な措置に關すること。
- (11) 証明書、身分証明書等の交付に關すること。
- (12) 熊本県情報公開条例第 11 条から第 15 条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に關すること。
- (13) 熊本県情報公開条例附則第 7 項の規定による行政文書の開示の申出の処理に關すること。
- (14) 熊本県個人情報保護条例第 19 条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に關すること。
- (15) 熊本県個人情報保護条例第 25 条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に關すること。
- (16) 熊本県個人情報保護条例第 25 条の 7 の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に關すること。
- (17) 第 12 号から第 14 号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に關すること。
- (18) 講習会、打合せ会その他の会の開催に關すること。
- (19) 登記及び供託に關すること
- (20) 所長専決補助金（本庁の部長があらかじめ指定したものに限る。）の出来形認定及びしゅん工確認検査に關すること。
- (21) 所長専決補助金（本庁の部長があらかじめ指定したものに限る。）に係る請求、実績報告、決算等に關すること。
- (22) 補助事業（災害復旧事業及び災害関連事業に限る。）に係る指令前着工の承認に關すること。
- (23) 設計高 1 億円未満の工事の施行を決定すること（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）。)
- (24) 設計高 5,000 万円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に關すること（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）。)
- (25) 設計高 1 億円未満の工事の予定価格の決定に關すること。
- (26) 設計高 1 億円未満の工事で設計変更額が 5,000 万円未満の設計変更の決定に關すること（設計変更により工事金額が 2 億円以上となるものを除く。）。)
- (27) 2,000 万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験、設計等の委託（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）に係るものに限る。）をすること。
- (28) 1,000 万円未満の支出負担行為（工事材料の購入に係るものに限る。）をすること。
- (29) 1 億円未満の支出負担行為（工事の請負に係るものに限る。）をすること。
- (30) 前号に定めるもののほか、設計変更により 1 億円以上となる支出負担行為（工事の請負に係るものに限る。）をすること。
- (31) 所長専決補助金に係る支出負担行為をすること。
- (32) 400 万円未満の支出負担行為（リースに係るものに限る。）をすること。
- (33) 1,000 万円未満の支出負担行為（第 27 号に定める委託以外の委託に係るものに限る。）をすること。
- (34) 200 万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に係るものに限る。）をすること。
- (35) 100 万円未満の支出負担行為（第 27 号から前号までに定めるものを除く。）をすること。
- (36) 収入に關すること。
- (37) 農政事務所の分掌事務に係る法令の規定により補職の命免に關すること。
- (38) 農政事務所の職員の熊本県職員服務規程の規定による服務に關すること。
- (39) 所長の休暇の承認をすること。ただし、次に掲げる休暇に係るものを除く。
ア 結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認める場合における病気休暇
イ 勤務時間規則第 13 条の表の 3 の項に規定する場合における特別休暇
ウ 勤務時間規則第 13 条の表の 4 の項に規定する場合における特別休暇
エ 国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における特別休暇

- オ 介護休暇
カ アからオまでに掲げの休以の休で請求期間が引き続き4日以上のもの
(40) 助員及び臨時労働者補佐の承認を以て得たる臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員（分限及び懲戒による場合を除く。）。
(41) 熊本農政事務所係長光熱水費、複写機に用いる材料及び電話料の支出負担行為をすること。
(42) 熊本農政事務所係長第7条第4項の規程に依り会計職員の任免に關すること。
(43) 熊本農政事務所係長支命の令に關すること。
(44) 熊本農政事務所係長物品の取得、管理及び処分に關すること。
(45) 熊本農政事務所係長第1号から第19号まで及び第21号から第23号までに掲げる事項
(46) 土地改良法（以下この号において「法」という。）の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項
ア 法第18条第16項の規定による土地改良区役員が就任等の際の届出に關すること。
イ 法第39条第5項の規定により土地改良区の理事が行う滞納処分の認可に關すること。
ウ 法第89条の2第2項において準用する法第52条第6項の規定により換地計画権利者会議を招集すること。
エ 法第89条の2第6項の規定により従前の土地に代わるべき一時利用地を指定し、又は従前の土地について使用し、及び収益することを停止させること。
2 所長は、前項第3号及び第39号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案して、自ら専決することが適当でないときは、上司の決裁を受けなければならない。
（熊本農政事務所の所長の専決事項の代決）
第45条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、農政事務所の次長がその事務を代決することができる。
2 前項の場合において、当該次長が不在であるとき又は置かれていないときは、農政事務所所管課長がその事務を代決することができる。
（熊本農政事務所の課長の専決事項）
第46条 農政事務所の課長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
(1) 農政事務所の課の職員の担当事務の決定に關すること。
(2) 農政事務所の課の職員の時間外勤務等の命令に關すること（所長にあらかじめ承認を得たものに限る。）。
(3) 農政事務所の課の職員（課長を除く。）の熊本県職員服務規程第4条に規定する年次有給休暇の取扱いに關すること。
(4) 農政事務所の課の職員（課長を除く。）の勤務時間規則第13条の表18の項に規定する特別休暇の承認に關すること。
(5) 特に軽易な通知、照会、回答、報告その他の往復文書に關すること。
(6) 副申を要しない經由文書の進達に關すること。
(7) 農政事務所外から送付される辞令書、証書、免許状等の交付に關すること。
(8) その他定例的かつ軽易な事務の処理に關すること。
（熊本農政事務所の農業普及・振興課長の専決事項の代決）
第47条 農政事務所の農業普及・振興課長の専決事項については、当該課長が不在であるときは、当該課に置く課長補佐がその事務を代決することができる。
（類推による専決）
第48条 第44条及び第46条の規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。
（専決事項の取扱い）
第49条 所長は、第44条第1項各号に掲げる事項の一部を指定して、農政事務所の次長又は所管課長に専決させることができる。
（上司の決裁及び上司への報告）
第50条 第44条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例とならば、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。
2 第44条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
（熊本農政事務所の所長）
第51条 所長は、県央広域本部農林部長をもって充てる。
（熊本農政事務所の次長）
第52条 農政事務所の次長は、県央広域本部農林部副部長をもって充てる。
（熊本農政事務所の課長）
第53条 次の各号に掲げる農政事務所の課の長は、当該各号に定める課の長をもって充てる。
(1) 総務課 県央広域本部農林部総務課
(2) 農業普及・振興課 県央広域本部農林部農業普及・振興課
(3) 農地整備課 県央広域本部農林部農地整備課
（熊本農政事務所の課の職員）
第54条 次の各号に掲げる農政事務所の課の職員（課長を除く。）は、知事が特に命ず

る者のほか、当該各号に定める課の職員（課長を除く。）を同一の勤務条件をもって充てる。

- (1) 総務課 県央広域本部農林部総務課
- (2) 農業普及・振興課 県央広域本部農林部農業普及・振興課
- (3) 農地整備課 県央広域本部農林部農地整備課

第5節 熊本土木事務所
(熊本土木事務所の各課の分掌事務)

第55条 土木事務所の各課の分掌事務は、別表第7に定めるとおりとする。

(熊本土木事務所の所長の専決事項)

第56条 土木事務所の所長（以下この節において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第26条第4項第21号から第26号まで及び第28号から第32号までに掲げる事項

(2) 第37条第2項第5号及び第6号に掲げる事項

(3) 第44条第1号から第9号まで、第11号から第19号まで、第22号から第30号まで及び第32号から第44号までに掲げる事項

(4) 用地等の買収、使用及び損失補償に係る評価額の決定（5,000万円未満のものに限る。）をすること。

(5) 土木事務所が入居している庁舎等の清掃、維持補修及び警備等の業務並びに電話交換業務の委託に関すること。

(6) 下水道法（昭和33年法律第79号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第12条の10の規定により流域関連公共下水道の管理者からの届出等に係る事項の通知を受理すること。

イ 法第25条の6の規定により流域下水道の供用開始等を流域関連公共下水道の管理者に通知すること。

ウ 法第25条の7の規定により使用を制限しようとする施設等を流域関連公共下水道の管理者に通知して、流域下水道の施設の使用を制限すること。

エ 法第25条の8第1項の規定により流域関連公共下水道の管理者に対し、原因の調査及びその結果の報告を求めること。

オ 法第25条の8第2項の規定により流域関連公共下水道の管理者に対し、条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めること。

カ 法第25条の10において準用する法第15条の規定により他の工作物の管理者と協議し、流域下水道の施設に関する工事の施行等をさせること。

キ 法第25条の10において準用する法第16条の規定により流域下水道管理者以外法第25条の10において準用すること。

ク 法第25条の10において準用する法第17条の規定により兼用工作物の費用負担について他の工作物の管理者と協議し、負担額を定めること。

ケ 法第25条の10において準用する法第23条第1項の規定により流域下水道台帳を調整し、保管すること。

(7) 河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般海域の占使用の許可及び占使用料等の徴収に関すること（港管理事務所の所管に係るものを除く。）

(8) 河川、水路敷等と民地との境界を確定すること。

(9) 道路法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第90条第2項の規定により国有財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）の無償貸付及び譲与を行うこと。

イ 法第92条第4項の規定により不用物件である国有財産及び県有財産の交換の同意を行うこと。

ウ 法第93条の規定により不用物件の引渡しを行うこと。

エ 法第94条第2項の規定により不用物件である国有財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）の譲与を行うこと。

(10) 港湾施設の使用の許可及び使用料の徴収に関すること（熊本港に係るものを除く。）

(11) 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域内の公共空地の占用の許可（協議を含む。）及び占用料の徴収に関すること（熊本港に係るものを除く。）

(12) 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域内の公共空地における土砂の採取の許可（協議を含む。）及び土砂採取料の徴収に関すること（熊本港に係るものを除く。）

(13) 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設又は改良の許可（協議を含む。）に関すること（熊本港に係るものを除く。）

(14) 前3号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第14条各号に掲げる行為の許可（協議を含む。）に関すること（熊本港に係るものを除く。）

2 所長は、前項第3号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案して、自ら専決することと認めないときは、上司の決裁を受けなければならない。

(熊本土木事務所の所長の専決事項の代決)

第57条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、土木事務所の次長がその

- 事務を代決することができる。
- 2 前項の場合において、当該次長が不在であるとき又は置かれていないときは、土木事務所長がその事務を代決することができる。
(熊本土木事務所の課長の専決事項)
- 第 5 8 条 土木事務所の課長の専決事項については、第 4 6 条の規定を準用する。
(類推による専決)
- 第 5 9 条 第 5 6 条及び前条の規定により専決事項として定められていない事項であつても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に進じて専決することができる。
(専決事項の取扱い)
- 第 6 0 条 所長は、第 5 6 条第 1 項各号に掲げる事項の一部を指定して、土木事務所の次長又は所管課長に専決させることができる。
(上司の決裁及び上司への報告)
- 第 6 1 条 第 5 6 条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもしおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。
- 2 第 5 6 条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
(熊本土木事務所の所長)
- 第 6 2 条 所長は、県央広域本部土木部長をもって充てる。
(熊本土木事務所の次長)
- 第 6 3 条 土木事務所の次長は、県央広域本部土木部副部長をもって充てる。
(熊本土木事務所の課長)
- 第 6 4 条 次の各号に掲げる土木事務所の課の長は、当該各号に定める課の長をもって充てる。
(1) 総務課 県央広域本部土木部総務課
(2) 技術管理課 県央広域本部土木部技術管理課
(熊本土木事務所の課の職員)
- 第 6 5 条 次の各号に掲げる土木事務所の課の職員(課長を除く。)は、知事が特に命ずる者のほか、当該各号に定める課の職員(課長を除く。)を同一の勤務条件をもって充てる。
(1) 総務課 県央広域本部土木部総務課
(2) 技術管理課 県央広域本部土木部技術管理課
- 第 4 章 県北広域本部
第 1 節 本部組織
(県北広域本部の各部各課の分掌事務)
- 第 6 6 条 県北広域本部(県北広域本部玉名地域振興局、県北広域本部鹿本地域振興局、県北広域本部菊池地域振興局及び県北広域本部阿蘇地域振興局を除く。以下この節において同じ。)の各部各課の分掌事務は、別表第 8 に定めるとおりとする。
(県北広域本部の本部長の専決事項)
- 第 6 7 条 県北広域本部の本部長(以下この節において「本部長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。
(1) 第 8 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
(2) 県北広域本部の部長及び地域振興局の長の熊本県職員服務規程の規定による服務に関すること。
(3) 県北広域本部の部長及び地域振興局の長の休暇の承認に関すること。ただし、地域振興局の長の休暇の承認にあつては、次に掲げる休暇に係るものに限る。
ア 結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認める場合における病気休暇
イ 勤務時間規則第 1 3 条の表 3 の項に規定する場合における特別休暇
ウ 勤務時間規則第 1 3 条の表 4 の項に規定する場合における特別休暇
エ 国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における特別休暇
オ カ 介護休暇
ア から オ までに掲げる休暇以外の休暇で請求期間が引き続き 4 日以上のも
(4) 県北広域本部の部長及び地域振興局の長の旅行命令及び当該旅行命令に係る復命に関すること。ただし、地域振興局の長の旅行命令及び当該旅行命令に係る復命にあつては、次の旅行に係るものに限る。
ア 外国旅行
イ 引き続き 4 日以上旅行期間である県外旅行
(5) 県北広域本部において使用する図書及び印刷物に関すること。
(6) 本部長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産(廃川敷及び廃道敷を除く。)の貸付けに関すること(熊本県公有財産取扱規則第 1 1 条ただし書の規定により本庁の総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。)
(7) 設計高 1 億円以上 2 億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。
(8) 設計高 1 億円以上 2 億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。
(9) 行政不服審査法の規定による県税に係る不服申立て(事実の認定又は法令の適用のみに係るものに限る。)のうち、当該不服申立てに係る処分が明らかに違法又は不当と認められるものに関すること(重大な又は異例の不服申立てに係るものその他本

- 部長が決定するこのとが適当でないとい認められなものを除く。)を(10)部長が決定するこのとが適当でないとい認められなものを除く。)を(11)部長が決定するこのとが適当でないとい認められなものを除く。)を(12)部長が決定するこのとが適当でないとい認められなものを除く。)を(13)部長が決定するこのとが適当でないとい認められなものを除く。)を(14)部長が決定するこのとが適当でないとい認められなものを除く。)を(15)部長が決定するこのとが適当でないとい認められなものを除く。)を
- 第 6 8 条 前条各号に掲げる事項について、本部長が不在であるときは、県北広域本部の総務部長が、県北広域本部の部長を代決することができる。この場合において、当該部長が不在であるときは、県北広域本部の部長が、その事務を代決することができる。
- 第 6 9 条 県北広域本部の部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 第 1 0 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 6 号から第 1 0 号まで、第 1 2 号から第 2 0 号まで及び第 2 5 号から第 3 3 号までに掲げる事項
 - (2) 県北広域本部の職員(部長を除く。)の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。
 - (3) 本部長専決補助金に係る出来形認定及びしゅん工確認検査に関すること。
 - (4) 本部長専決補助金に係る請求、実績報告、決算等に関すること。
 - (5) 設計高 1 億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。
 - (6) 設計高 1 億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。
 - (7) その他軽易な事項に関すること。
- 2 県北広域本部の総務部長は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 第 1 0 条第 1 項第 3 4 号から第 3 9 号までに掲げる事項
 - (2) 第 1 0 条第 2 項各号(第 1 号及び第 3 号を除く。)に掲げる事項
 - (3) 県北広域本部の職員の熊本県職員服務規程の規定による服務に関すること。
- 3 県北広域本部の保健福祉環境部長は、第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 5 条の規定による特別児童扶養手当の受給資格の認定等に関すること。
 - (2) 社会福祉法人(老人福祉施設及び障害者福祉施設を運営するものに限る。)に係る各種証明に関すること。
 - (3) 社会福祉法第 6 3 条の規定により社会福祉施設の届出事項の変更の届出を受理すること。
- 4 県北広域本部の農林水産部長は、第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 第 1 0 条第 3 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項
 - (2) 漁船法(昭和 2 5 年法律第 1 7 8 号)の規定による漁船の建造、改造及び転用の許可、漁船の新規登録及び検認、漁船登録票の書換え、漁船登録原簿謄本の交付並びに漁船法施行規則(昭和 2 5 年農林省令第 9 5 号)の規定による漁船登録票の再交付に関すること。
 - (3) 小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和 2 8 年政令第 2 5 9 号)の規定による総トン数に関する証明書の交付に関すること。
 - (4) 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和 6 3 年法律第 9 9 号)の規定による遊漁船業者の登録、報告及び立入検査に関すること。
 - (5) 持続的養殖生産確保法(平成 1 1 年法律第 5 1 号)第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 5 条の規定による検査、報告の徴収及び指導に関すること。
 - (6) 漁港の港勢調査に関すること。
- (県北広域本部の部長の専決事項の代決)
- 第 7 0 条 前条に掲げる事項について、県北広域本部の部長が不在であるときは、県北広域本部の所管副部長がその事務を代決することができる。この場合において、当該副部長が不在であるときは、県北広域本部の所管課長がその事務を代決することができる。
- (県北広域本部の課長の専決事項)
- 第 7 1 条 県北広域本部の課長の専決事項については、第 1 2 条の規定を準用する。
- (類推による専決)
- 第 7 2 条 第 6 7 条、第 6 9 条及び第 7 1 条の規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、

これらの規定に準じて専決することができる。

(専決事項の取扱い)

第73条 本部長は、第67条各号に掲げる事項の一部を指定して、県北広域本部の所管部長に専決させることができる。

2 本部長は、県北広域本部の総務部玉名総務課及び農林水産部水産課に係る本部長の専決事項、総務部長の専決事項及び農林水産部長の専決事項について、本部長が指定する職員に代決させることができる。

3 県北広域本部の部長は、第69条各号に掲げる事項の一部を指定して、県北広域本部の所管副部長又は所管課長に専決させることができる。

(上司の決裁及び上司への報告)

第74条 第69条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

2 第69条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。

(県北広域本部の総務部長への合議)

第75条 第17条各号に掲げる事項については、県北広域本部の総務部長に合議しなければならない。

(県北広域本部の副本部長)

第76条 県北広域本部の副本部長は、県北広域本部玉名地域振興局長、県北広域本部鹿本地域振興局長及び県北広域本部阿蘇地域振興局長をもって充てる。

(県北広域本部の玉名総務課長)

第77条 県北広域本部の玉名総務課長は、県北広域本部玉名地域振興局総務振興課長をもって充てる。

(県北広域本部の玉名総務課の職員)

第78条 県北広域本部の玉名総務課の職員(課長を除く。)は、知事が特に命ずる者のほか、県北広域本部玉名地域振興局総務振興課の職員(課長を除く。)を同一の勤務条件をもって充てる。

第2節 玉名地域振興局

(玉名地域振興局の各部各課の分掌事務)

第79条 県北広域本部玉名地域振興局(以下この節において「振興局」という。)の各部各課の分掌事務は、別表第9に定めるとおりとする。

(玉名地域振興局の局長の専決事項)

第80条 振興局の局長(以下この節において「局長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第22条各号(第18号及び第19号を除く。)に掲げる事項

(2) 社会福祉法第43条の規定により社会福祉法人(保育所の運営を行うものに限る。)の定款変更を認可すること。

2 局長は、前項第1号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的を勘案して、自ら専決することができないと認めるときは、上司の決裁を受けなければならない。

第81条 局長の専決事項については、第23条の規定を準用する。

(玉名地域振興局の局次長の専決事項)

第82条 振興局の局次長の専決事項については、第24条及び第25条を準用する。

(玉名地域振興局の部長の専決事項)

第83条 振興局の部長の専決事項については、第26条第1項及び第3項並びに第27条の規定を準用する。

2 前項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の保健福祉環境部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第26条第2項第1号に掲げる事項

(2) 社会福祉法人(保育所を運営するものに限る。)に係る各種証明に関すること。

3 第1項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第26条第4項各号に掲げる事項

(2) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第8条第1項の規定により、宅地造成に関する工事(造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)を許可すること

イ 法第12条第1項の規定により工事(造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の計画の変更を許可すること。

ウ 法第12条第2項の規定により工事(造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の計画の軽微な変更の届出を受理すること。

エ 法第13条の規定により工事(造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の完了の検査を行い、検査済証を交付すること。

オ 法第15条の規定により工事等(造成面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の届出を受理すること。

カ 法第16条第2項の規定により勧告をすること。

(3) 第56条第10号から第14号までに掲げる事項

(4) 港湾施設の使用の許可及び使用料の徴収に関すること。

- (5) 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域内の公共空地の占用の許可（協議を含む。）及び占用料の徴収に関すること。
- (6) 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域内の公共空地における土砂の採取の許可（協議を含む。）及び土砂採取料の徴収に関すること。
- (7) 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設又は改良の許可（協議を含む。）に関すること。
- (8) 前3号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある港湾法施行令第14条各号に掲げる行為の許可（協議を含む。）に関すること。

(玉名地域振興局の課長の専決事項)

第84条 振興局の課長の専決事項については、第28条及び第29条の規定を準用する。（類推による専決）

第85条 第80条及び第82条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。（専決事項の取扱い）

第86条 局長は、第80条各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局次長又は所管部長に当該事項を専決させることができる。

2 振興局の局次長は、第82条において準用する第24条各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。

3 振興局の部長は、第83条第1項において準用する第26条第1項各号及び第3項各号に掲げる事項並びに第83条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は所管課長に当該事項を専決させることができる。（上司の決裁及び上司への報告）

第87条 第80条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

2 第80条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。（玉名地域振興局の総務振興課長への合議）

第88条 第33条各号に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。

第3節 鹿本地域振興局
(鹿本地域振興局の各部各課の分掌事務)

第89条 県北広域本部鹿本地域振興局（以下この節において「振興局」という。）の各部各課の分掌事務は、別表第10に定めるとおりとする。

(鹿本地域振興局の専決事項)

第90条 振興局の局長（以下この節において「局長」という。）は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第22条第1項各号（第18号及び第19号を除く。）に掲げる事項

(2) 第80条第1項第2号に掲げる事項

2 局長は、前項第1号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案して、自ら専決することが適当でないとき、上司の決裁を受けなければならない。

第91条 局長の専決事項については、第23条の規定を準用する。（鹿本地域振興局の局次長の専決事項）

第92条 振興局の局次長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第24条第1項各号に掲げる事項

(2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第11条第1項ただし書及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条の規定による火薬類の貯蔵に係る指示に関すること。

イ 法第17条の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に関すること。

ウ 法第25条の規定による火薬類消費許可に関すること。

2 振興局の局次長の専決事項については、第24条第2項及び第25条を準用する。（鹿本地域振興局の部長の専決事項）

第93条 振興局の部長の専決事項については、第26条第1項及び第3項並びに第27条の規定を準用する。

2 前項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の保健福祉環境部長は、第84条第2項各号に掲げる事項を専決するものとする。

3 第1項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第26条第4項各号（第17号及び第26号を除く。）に掲げる事項

(2) 第37条第2項第3号に掲げる事項

(鹿本地域振興局の課長の専決事項)

第94条 振興局の課長の専決事項については、第28条及び第29条の規定を準用する。（類推による専決）

第95条 第90条及び第92条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、

これらの規定に準じて専決することができる。

(専決事項の取扱い)

第96条 局長は、第90条第1項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局長又は所管部長に当該事項を専決させることができる。

2 振興局の局長は、第92条第1項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。

3 部長は、第93条第1項において準用する第26条第1項各号及び第3項各号に掲げる事項、第93条第2項に規定する事項並びに同条第3項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は所管課長に当該事項を専決させることができる。(上司の決裁及び上司への報告)

第97条 第90条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例とならば、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

2 第90条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。(鹿本地区振興局の総務振興課長への合議)

第98条 第33条各号に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。

第4節 菊池地域振興局

(菊池地域振興局の各部各課の分掌事務)

第99条 県北広域本部菊池地域振興局(以下この節において「振興局」という。)の各部各課の分掌事務は、別表第11に定めるとおりとする。

(菊池地域振興局の局長の専決事項)

第100条 振興局の局長(以下この節において「局長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第22条第1項各号(第18号及び第19号を除く。)に掲げる事項

(2) 第80条第1項第2号に掲げる事項

2 局長は、前項第1号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案して、自ら専決することが適当でないときは、上司の決裁を受けなければならない。

第101条 局長の専決事項については、第23条の規定を準用する。

(菊池地域振興局の局長の専決事項)

第102条 振興局の局長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第24条第1項各号に掲げる事項

(2) 第92条第1項第2号に掲げる事項

2 振興局の局長の専決事項については、第24条第2項及び第25条の規定を準用する。

(菊池地域振興局の部長の専決事項)

第103条 振興局の部長の専決事項については、第26条第1項及び第3項並びに第27条の規定を準用する。

2 前項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の保健福祉環境部長は、第84条第2項各号に掲げる事項を専決するものとする。

3 第1項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の農林部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 菊池台地地域における県営土地改良事業等の実施に関すること。

(2) 国営菊池台地土地改良事業との総合調整に関すること(重大又は特殊なものその他農林部長が認定することが適当でないものを除く。)

4 第1項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第26条第4項各号(第17号を除く。)に掲げる事項

(2) 第37条第2項第3号及び第4号に掲げる事項

(菊池地域振興局の課長の専決事項)

第104条 振興局の課長の専決事項については、第28条及び第29条の規定を準用する。

(類推による専決)

第105条 第100条及び第102条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。

(専決事項の取扱い)

第106条 局長は、第100条第1項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局長又は所管部長に当該事項を専決させることができる。

2 振興局の局長は、第102条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項において準用する第24条第2項は、各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。

3 振興局の部長は、第103条第1項において準用する第26条第1項各号及び第3項各号に掲げる事項、第103条第2項に規定する事項並びに同条第3項各号及び第4項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は所管課長に当該事項を専決させることができる。

(上司の決裁及び上司への報告)

第107条 第100条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

2 第100条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
(菊池地域振興局の総務振興課長への合議)

第108条 第33条各号に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。
(菊池地域振興局の局長)

第109条 局長は、県北広域本部長をもって充てる。
(菊池地域振興局の局次長)

第110条 振興局の局次長は、県北広域本部総務部長をもって充てる。
(菊池地域振興局の部長)

第111条 次の各号に掲げる振興局の部の長は、当該各号に定める部の長をもって充てる。

- (1) 保健福祉環境部 県北広域本部保健福祉環境部
- (2) 農林部 県北広域本部農林水産部
- (3) 土木部 県北広域本部土木部

(菊池地域振興局の副部長)

第112条 次の各号に掲げる振興局の部の副部長は、当該各号に定める部の副部長をもって充てる。

- (1) 保健福祉環境部 県北広域本部保健福祉環境部
- (2) 農林部 県北広域本部農林水産部
- (3) 土木部 県北広域本部土木部

(菊池地域振興局の課長)

第113条 次の各号に掲げる振興局の課の長は、当該各号に定める課の長をもって充てる。

- (1) 総務振興課 県北広域本部総務部総務振興課
- (2) 保健福祉環境部総務企画課 県北広域本部保健福祉環境部総務企画課
- (3) 保健福祉環境部福祉課 県北広域本部保健福祉環境部福祉課
- (4) 農林部農業普及・振興課 県北広域本部農林水産部農業普及・振興課
- (5) 農林部農地整備課 県北広域本部農林水産部農地整備課
- (6) 農林部林務課 県北広域本部農林水産部林務課
- (7) 土木部技術管理課 県北広域本部土木部技術管理課

(菊池地域振興局の課の職員)

第114条 次の各号に掲げる振興局の課の職員(課長を除く。)は、知事が特に命ずる者のほか、当該各号に定める課の職員(課長を除く。)を同一の勤務条件をもって充てる。

- (1) 総務振興課 県北広域本部総務部総務振興課
- (2) 保健福祉環境部総務企画課 県北広域本部保健福祉環境部総務企画課
- (3) 保健福祉環境部福祉課 県北広域本部保健福祉環境部福祉課
- (4) 農林部農業普及・振興課 県北広域本部農林水産部農業普及・振興課
- (5) 農林部農地整備課 県北広域本部農林水産部農地整備課
- (6) 農林部林務課 県北広域本部農林水産部林務課
- (7) 土木部技術管理課 県北広域本部土木部技術管理課

第5節 阿蘇地域振興局
(阿蘇地域振興局の各部各課の分掌事務)

第115条 県北広域本部阿蘇地域振興局(以下この節において「振興局」という。)の各部各課の分掌事務は、別表第12に定めるとおりとする。

(阿蘇地域振興局の局長の専決事項)

第116条 振興局の局長(以下この節において「局長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 第22条第1項各号(第18号及び第19号を除く。)に掲げる事項
- (2) 第80条第1項第2号に掲げる事項
- (3) 農地の転用許可に関する事。
- (4) 30アール未満の農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可に関する事。
- (5) 市町村の農業振興地域整備計画の変更のうち、面積が30アール未満の農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更及び2ヘクタール未満の農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う農用地利用計画の変更並びに農用地利用計画を除く計画の変更に関する協議をすること。

2 局長は、前項第1号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案して、自ら専決することが適当でないとき、上司の決裁を受けなければならない。

第117条 局長の専決事項については、第23条の規定を準用する。
(阿蘇地域振興局の局次長の専決事項)

第118条 振興局の局次長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 第24条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第92条第1項第2号に掲げる事項

2 振興局の局次長の専決事項については、第24条第2項及び第25条の規定を準用する。

(阿蘇地域振興局の部長の専決事項)

第119条 振興局の部長の専決事項については、第26条第1項及び第3項並びに第7条の規定を準用する。

2 前項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の保健福祉環境部長は、第84条第2項各号に掲げる事項を専決するものとする。

3 第1項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第26条第4項各号(第17号及び第26号を除く。)に掲げる事項

(2) 第37条第2項第4号に掲げる事項

(阿蘇地域振興局の課長の専決事項)

第120条 振興局の課長の専決事項については、第28条及び第29条の規定を準用する。

(類推による専決)

第121条 第116条及び第118条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。

(専決事項の取扱い)

第122条 局長は、第116条第1項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局次長又は所管部長に当該事項を専決させることができる。

2 振興局の局次長は、第118条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項において準用する第24条第2項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。

3 振興局の部長は、第119条第1項において準用する第26条第1項に掲げる事項、第119条第2項に規定する事項及び同条第3項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は所管課長に当該事項を専決させることができる。

(上司の決裁及び上司への報告)

第123条 第116条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

2 第116条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。

(阿蘇地域振興局の総務振興課長への合議)

第124条 第33条各号に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。

第5章 県南広域本部

第1節 本部組織

(県南広域本部の各部各課の分掌事務)

第125条 県南広域本部(県南広域本部八代地域振興局、県南広域本部芦北地域振興局及び県南広域本部球磨地域振興局を除く。以下この節において同じ。)の各部各課の分掌事務は、別表第13に定めるとおりとする。

(県南広域本部の本部長の専決事項)

第126条 県南広域本部の本部長(以下この節において「本部長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第67条第1号から第10号までに掲げる事項

(2) 農地の転用許可に関する事

(3) 30アール未満の農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可に関する事

(4) 市町村の農業振興地域整備計画の変更のうち、面積が30アール未満の農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更及び2ヘクタール未満の農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う農用地利用計画の変更並びに農用地利用計画を除く計画の変更に関する協議をすること。

(5) その他重要な事項に関する事

第127条 本部長の専決事項については、第68条の規定を準用する。

(県南広域本部の部長の専決事項)

第128条 県南広域本部の部長の専決事項については、第69条及び第70条の規定を準用する。

(県南広域本部の課長の専決事項)

第129条 県南広域本部の課長の専決事項については、第12条及び第13条の規定を準用する。

(類推による専決)

第130条 第126条、第128条及び前条の規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。

(専決事項の取扱い)

第131条 本部長は、第126条各号に掲げる事項の一部を指定して、県南広域本部の所管部長に専決させることができる。

- 2 県南広域本部の部長は、第128条において準用する第69条第1項各号、同条第2項各号、同条第3項各号及び同条第4項各号に掲げる事項の一部を指定して、県南広域本部の所管副部長又は所管課長に専決させることができる。
(上司の決裁及び上司への報告)
- 第132条 第126条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。
- 2 第126条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
(県南広域本部の総務部長への合議)
- 第133条 第17条各号に掲げる事項については、県南広域本部の総務部長に合議しなければならない。
(県南広域本部の副本部長)
- 第134条 県南広域本部副本部長は、県南広域本部芦北地域振興局長及び県南広域本部球磨地域振興局長をもって充てる。
第2節 八代地域振興局
(八代地域振興局の各部各課の分掌事務)
- 第135条 県南広域本部八代地域振興局(以下この節において「振興局」という。)の各部各課の分掌事務は、別表第14に定めるとおりとする。
(八代地域振興局の局長の専決事項)
- 第136条 振興局の局長(以下この節において「局長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。
(1) 第22条第1項各号(第18号及び第19号を除く。)に掲げる事項
(2) 第80条第1項第2号に掲げる事項
- 2 局長は、前項第1号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案して、自ら専決することが適当でないとき、上司の決裁を受けなければならない。
- 第137条 局長の専決事項については、第23条の規定を準用する。
(八代地域振興局の局次長の専決事項)
- 第138条 振興局の局次長の専決事項については、第24条及び第25条を準用する。
(八代地域振興局の部長の専決事項)
- 第139条 振興局の部長の専決事項については、第26条第1項及び第3項並びに第27条の規定を準用する。
- 2 前項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の保健福祉環境部長は、第84条第2項各号に掲げる事項を専決するものとする。
- 3 第1項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
(1) 第26条第4項各号に掲げる事項
(2) 第56条第1項第6号に掲げる事項
(八代地域振興局の課長の専決事項)
- 第140条 振興局の課長の専決事項については、第28条及び第29条の規定を準用する。
(類推による専決)
- 第141条 第136条、第138条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。
(専決事項の取扱い)
- 第142条 局長は、第136条第1項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局次長又は所管部長に当該事項を専決させることができる。
- 2 振興局の局次長は、第138条に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。
- 3 振興局の部長は、第139条第1項各号、第2項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は所管課長に当該事項を専決させることができる。
(上司の決裁及び上司への報告)
- 第143条 第136条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもすおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。
- 2 第136条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
(八代地域振興局の総務振興課長への合議)
- 第144条 第33条各号に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。
(八代地域振興局の局長)
- 第145条 局長は、県南広域本部長をもって充てる。
(八代地域振興局の局次長)
- 第146条 振興局の局次長は、県南広域本部総務部長をもって充てる。
(八代地域振興局の部長)
- 第147条 次の各号に掲げる振興局の部の長は、当該各号に定める部の長をもって充てる。

- (1) 保健福祉環境部 県南広域本部保健福祉環境部
- (2) 農林部 県南広域本部農林水産部
- (3) 土木部 県南広域本部土木部

(八代地域振興局の副部長)

第 1 4 8 条 次の各号に掲げる振興局の部の副部長は、当該各号に定める部の副部長をもって充てる。

- (1) 保健福祉環境部 県南広域本部保健福祉環境部
- (2) 農林部 県南広域本部農林水産部
- (3) 土木部 県南広域本部土木部

(八代地域振興局の課長)

第 1 4 9 条 次の各号に掲げる振興局の課の長は、当該各号に定める課の長をもって充てる。

- (1) 総務振興課 県南広域本部総務部総務振興課
- (2) 保健福祉環境部総務企画課 県南広域本部保健福祉環境部総務企画課
- (3) 保健福祉環境部福祉課 県南広域本部保健福祉環境部福祉課
- (4) 農林部農業普及・振興課 県南広域本部農林水産部農業普及・振興課
- (5) 農林部農地整備課 県南広域本部農林水産部農地整備課
- (6) 農林部林務課 県南広域本部農林水産部林務課
- (7) 土木部技術管理景観課 県南広域本部土木部技術管理課

(八代地域振興局の課の職員)

第 1 5 0 条 次の各号に掲げる振興局の課の職員（課長を除く。）は、知事が特に命ずる者のほか、当該各号に定める課の職員（課長を除く。）を同一の勤務条件をもって充てる。

- (1) 総務振興課 県南広域本部総務部総務振興課
- (2) 保健福祉環境部総務企画課 県南広域本部保健福祉環境部総務企画課
- (3) 保健福祉環境部福祉課 県南広域本部保健福祉環境部福祉課
- (4) 農林部農業普及・振興課 県南広域本部農林水産部農業普及・振興課
- (5) 農林部農地整備課 県南広域本部農林水産部農地整備課
- (6) 農林部林務課 県南広域本部農林水産部林務課
- (7) 土木部技術管理景観課 県南広域本部土木部技術管理課

第 3 節 芦北地域振興局
(芦北地域振興局の各部各課の分掌事務)

第 1 5 1 条 県南広域本部芦北地域振興局（以下この節において「振興局」という。）の各部各課の分掌事務は、別表第 1 5 に定めるとおりとする。

(芦北地域振興局の局長の専決事項)

第 1 5 2 条 振興局の局長（以下この節において「局長」という。）は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 第 2 2 条第 1 項各号（第 1 8 号及び第 1 9 号を除く。）に掲げる事項
- (2) 第 8 0 条第 1 項第 2 号に掲げる事項

2 局長は、前項第 1 号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案して、自ら専決することが適当でないとき、上司の決裁を受けなければならない。

第 1 5 3 条 局長の専決事項については、第 2 3 条の規定を準用する。

(芦北地域振興局の局次長の専決事項)

第 1 5 4 条 振興局の局次長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 第 2 4 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 第 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる事項

2 振興局の局次長の専決事項については、第 2 4 条第 2 項及び第 2 5 条の規定を準用する。

(芦北地域振興局の部長の専決事項)

第 1 5 5 条 振興局の部長の専決事項については、第 2 6 条第 1 項及び第 3 項並びに第 2 7 条の規定を準用する。

2 前項において準用する第 2 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、振興局の保健福祉環境部長は、第 2 6 条第 2 項第 1 号に掲げる事項を専決するものとする。

3 第 1 項において準用する第 2 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 第 2 6 条第 4 項各号（第 1 7 号を除く。）に掲げる事項
- (2) 第 2 6 条第 4 項第 1 7 号に掲げる事項（水俣港に係るものを除く。）
- (3) 第 3 7 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
- (4) 第 8 3 条第 3 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項（水俣港に係るものを除く。）

(芦北地域振興局の課長の専決事項)

第 1 5 6 条 振興局の課長の専決事項については、第 2 8 条及び第 2 9 条の規定を準用する。

(類推による専決)

第 1 5 7 条 第 1 5 2 条及び第 1 5 4 条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。

(専決事項の取扱い)

第 1 5 8 条 局長は、第 1 5 2 条第 1 項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局

2 第162条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
(球磨地域振興局の総務振興課長への合議)

第170条 第33条各号に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。

第5章 天草広域本部

第1節 本部組織

(天草広域本部の各部各課の分掌事務)

第171条 天草広域本部(天草広域本部天草地域振興局を除く。以下この節において同じ。)の各部各課の分掌事務は、別表第17に定めるとおりとする。

(天草広域本部の本部長の専決事項)

第172条 天草広域本部の本部長(以下この節において「本部長」という。)の専決事項については、第126条及び第127条の規定を準用する。

(天草広域本部の部長の専決事項)

第173条 天草広域本部の部長の専決事項については、第69条第1項から第3項まで及び第70条の規定を準用する。

2 天草広域本部の農林水産部長は、前項において準用する第69条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第69条第4項各号(第7号を除く。)に掲げる事項

(2) 熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)の規定による許可及び認可並びにこれらに伴う許可証の交付、書換え及び再交付に関すること。

(3) 熊本県内水面漁業調整規則(平成7年熊本県規則第29号)の規定による許可及び認可並びにこれらに伴う許可証の交付、書換え及び再交付に関すること。

(天草広域本部の課長の専決事項)

第174条 天草広域本部の課長の専決事項については、第12条及び第13条を準用する。

(類推による専決)

第175条 第172条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これらの規定に準じて専決することができる。

(専決事項の取扱い)

第176条 本部長は、第172条において準用する第126条各号に掲げる事項の一部を指定して、天草広域本部の所管部長に専決させることができる。

2 天草広域本部の部長は、第173条において準用する69条第1項各号、同条第2項各号及び同条第3項各号に掲げる事項並びに第173条第2項各号に掲げる事項の一部を指定して、天草広域本部の所管副部長又は所管課長に専決させることができる。

(上司の決裁及び上司への報告)

第177条 第172条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもしおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

2 第172条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
(天草広域本部の総務部長への合議)

第178条 第17条に掲げる事項については、天草広域本部の総務部長に合議しなければならない。

第2節 天草地域振興局

(天草地域振興局の各部各課の分掌事務)

第179条 天草広域本部天草地域振興局(以下この節において「振興局」という。)の各部各課の分掌事務は、別表第18に定めるとおりとする。

(天草地域振興局の局長の専決事項)

第180条 振興局の局長(以下この節において「局長」という。)は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 第22条第1項各号(第18号及び第19号を除く。)に掲げる事項

(2) 第80条第1項第2号に掲げる事項

2 局長は、前項第1号の規定にかかわらず、旅行又は休暇の目的等を勘案して、自ら専決することが適当でないとき、上司の決裁を受けなければならない。

第181条 局長の専決事項については、第23条の規定を準用する。

(天草地域振興局の局次長の専決事項)

第182条 振興局の局次長の専決事項については、第24条及び第25条を準用する。

(天草地域振興局の部長の専決事項)

第183条 振興局の部長の専決事項については、第26条第1項及び第3項並びに第27条の規定を準用する。この場合において、同項第3項中「農林部長」とあるのは、「農林水産部長」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の保健福祉環境部長は、第26条第2項第1号に掲げる事項を専決するものとする。

3 第1項において準用する第26条第1項各号に掲げる事項のほか、振興局の農林水産部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 農業水利の開発及び整備に関すること(農林水産部長が認定することが適当でな

- いものを除く。)。
- (2) 漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号) 第 39 条第 1 項、第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項の規定に基づく許可、協議、許可の取消し、効力の停止、条件の変更及び命令に関すること。
- (3) 熊本県漁港管理条例 (昭和 37 年熊本県条例第 17 号) の規定に基づく許可、承認 (同条例第 4 条の承認を除く。)、届出及び命令に関すること。
- 4 第 1 項において準用する第 26 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、振興局の土木部長は、次に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 第 26 条第 4 項各号 (第 17 号を除く。) に掲げる事項
- (2) 第 26 条第 4 項第 1 7 号に掲げる事項 (三角港に係るものを除く。)
- (3) 第 28 条第 3 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項 (三角港に係るものを除く。) (天草地域振興局の課長の専決事項)
- 第 184 条 振興局の課長の専決事項については、第 28 条及び第 29 条の規定を準用する。
- (類推による専決)
- 第 185 条 第 180 条及び第 182 条から前条までの規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、これら規定に準じて専決することができる。
- (専決事項の取扱い)
- 第 186 条 局長は、第 180 条第 1 項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の局次長又は所管部長に当該事項を専決させることができる。
- 2 振興局の局次長は、第 182 条において準用する第 29 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は総務振興課長に当該事項を専決させることができる。
- 3 振興局の部長は、第 183 条第 1 項において準用する第 26 条第 1 項各号及び第 3 項各号に掲げる事項、第 183 条第 2 項に規定する事項並びに同条第 3 項各号及び第 4 項各号に掲げる事項の一部を指定して、振興局の所管副部長又は所管課長に当該事項を専決させることができる。
- (上司の決裁及び上司への報告)
- 第 187 条 第 180 条から前条までの規定にかかわらず、重大若しくは異例な事項又は先例となり、若しくは紛議をかもしおそれのある事項については、上司の決裁を受けなければならない。
- 2 第 180 条から前条までの規定により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。
- (天草地域振興局の総務振興課長への合議)
- 第 188 条 第 33 条各号に掲げる事項については、振興局の総務振興課長に合議しなければならない。
- (天草地域振興局の局長)
- 第 189 条 局長は、天草広域本部長をもって充てる。
- (天草地域振興局の局次長)
- 第 190 条 振興局の局次長は、天草広域本部総務部長をもって充てる。
- (天草地域振興局の部長)
- 第 191 条 次の各号に掲げる振興局の部の長は、当該各号に定める部の長をもって充てる。
- (1) 保健福祉環境部 天草広域本部保健福祉環境部
- (2) 農林水産部 天草広域本部農林水産部
- (3) 土木部 天草広域本部土木部
- (天草地域振興局の副部長)
- 第 192 条 次の各号に掲げる振興局の部の副部長は、当該各号に定める部の副部長をもって充てる。
- (1) 保健福祉環境部 天草広域本部保健福祉環境部
- (2) 農林水産部 天草広域本部農林水産部
- (3) 土木部 天草広域本部土木部
- (天草地域振興局の課長)
- 第 193 条 次の各号に掲げる振興局の課の長は、当該各号に定める課の長をもって充てる。
- (1) 総務振興課 天草広域本部総務部総務振興課
- (2) 保健福祉環境部総務企画課 天草広域本部保健福祉環境部総務企画課
- (3) 保健福祉環境部福祉課 天草広域本部保健福祉環境部福祉課
- (4) 農林水産部農業普及・振興課 天草広域本部農林水産部農業普及・振興課
- (5) 農林水産部農地整備課 天草広域本部農林水産部農地整備課
- (6) 農林水産部林務課 天草広域本部農林水産部林務課
- (7) 土木部技術管理景觀課 天草広域本部土木部技術管理課
- (天草地域振興局の課の職員)
- 第 194 条 次の各号に掲げる振興局の課の職員 (課長を除く。) は、知事が特に命ずる者のほか、当該各号に定める課の職員 (課長を除く。) を同一の勤務条件をもって充てる。
- (1) 総務振興課 天草広域本部総務部総務振興課

- (2) 保健福祉環境部総務企画課 天草広域本部保健福祉環境部総務企画課
- (3) 保健福祉環境部福祉課 天草広域本部保健福祉環境部福祉課
- (4) 農林水産部農業普及・振興課 天草広域本部農林水産部農業普及・振興課
- (5) 農林水産部農地整備課 天草広域本部農林水産部農地整備課
- (6) 農林水産部林務課 天草広域本部農林水産部林務課
- (7) 土木部技術管理景観課 天草広域本部土木部技術管理課

第 7 章 雑則

第 1 9 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本県熊本県税事務所処務規程等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 熊本県熊本県税事務所処務規程 (平成 1 2 年熊本県訓令第 3 4 号)
 - (2) 熊本県熊本農政事務所処務規程 (平成 1 2 年熊本県訓令第 3 5 号)
 - (3) 熊本県熊本土木事務所処務規程 (平成 1 2 年熊本県訓令第 3 6 号)
 - (4) 熊本県地域振興局処務規程 (平成 1 2 年熊本県訓令第 3 7 号)

(経過措置)
- 3 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、それぞれ同表の新しい欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

旧		新			
宇城地域振興局	局長	県央広域本部宇城地域振興局	局長		
	次長		次長		
	総務部		審議員	審議員	
	保健福祉環境部		部長	保健福祉環境部	部長
			審議員		審議員
			副部長		副部長
	農林部		部長	農林部	部長
			審議員		審議員
			副部長		副部長
	土木部		部長	土木部	部長
			審議員		審議員
			副部長		副部長
玉名地域振興局	局長	県北広域本部玉名地域振興局	局長		
	次長		次長		
	総務部		審議員	審議員	
	保健福祉環境部		部長	保健福祉環境部	部長
			副部長		副部長
	農林水産部		部長	農林部	部長
			副部長		副部長

上益城地域振興局		局長	県央広域本部上益城地域振興局		局長		
		次長			次長		
	総務部	審議員			審議員		
	保健福祉環境部	部長		保健福祉環境部	部長		
		副部長			副部長		
	農林部	部長		農林部	部長		
		副部長			副部長		
	土木部	部長		土木部	部長		
		副部長			副部長		
	八代地域振興局			次長	県南広域本部	総務部	部長
		総務部		審議員			審議員
		保健福祉環境部		部長		保健福祉環境部	部長
審議員			審議員				
副部長			副部長				
農林水産部		部長	農林水産部	部長			
		副部長		副部長			
土木部		部長	土木部	部長			
		審議員		審議員			
		副部長		副部長			
芦北地域振興局			局長	県南広域本部芦北地域振興局			局長
			次長				次長
	総務部	審議員			審議員		
	保健福祉環境部	部長	保健福祉環境部		部長		
		審議員			審議員		
		副部長			副部長		
	農林部	部長	農林部		部長		
		副部長			副部長		
	土木部	部長	土木部		部長		
		副部長			副部長		
	球磨地域振興局		局長		県南広域本部球磨地域振興局		局長
			次長				次長
総務部		審議員		審議員			

	保健福祉環境部	部長 審議員 副部長		保健福祉環境部	部長 審議員 副部長
	農林部	部長 副部長		農林部	部長 副部長
	土木部	部長 審議員 副部長		土木部	部長 審議員 副部長
天草地域振興局		次長	天草広域本部	総務部	部長
	保健福祉環境部	部長 審議員 副部長		保健福祉環境部	部長 審議員 副部長
	農林水産部	部長 副部長		農林水産部	部長 副部長
	土木部	部長 副部長		土木部	部長 副部長
熊本県税事務所		所長 首席税務専門員 次長	県央広域本部	税務部	部長 首席税務専門員 副部長
熊本農政事務所		所長 次長 審議員		農林部	部長 副部長 審議員
熊本土木事務所		所長 次長		土木部	部長 副部長

4 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる地域振興局の部・課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる広域本部の部・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
地域振興局	部	課	広域本部	部	課
玉名地域振興局	農林水産部	水産課	県北広域本部	農林水産部	水産課
菊池地域振興局	総務部	総務振興課		総務部	総務振興課
		税務課			取税課
	保健福祉環境部	総務企画課	保健福祉環境部	総務企画課	

		福祉課			福祉課
	農林部	農業普及・振興課		農林水産部	農業普及・振興課
		農地整備課			農地整備課
		林務課			林務課
	土木部	技術管理課		土木部	技術管理課
八代地域振興局	総務部	総務振興課	県南広域本部	総務部	総務振興課
		税務課			取税課
	保健福祉環境部	総務企画課		保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課			福祉課
	農林水産部	農業普及・振興課		農林水産部	農業普及・振興課
		農地整備課			農地整備課
		林務課			林務課
		水産課			水産課
	土木部	技術管理景観課		土木部	技術管理課
	天草地域振興局	総務部		総務振興課	天草広域本部
税務課			税務課		
保健福祉環境部		総務企画課	保健福祉環境部	総務企画課	
		福祉課		福祉課	
農林水産部		農業普及・振興課	農林水産部	農業普及・振興課	
		農地整備課		農地整備課	
		林務課		林務課	
		水産課		水産課	
土木部		技術管理景観課	土木部	技術管理課	

5 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる地域振興局の部・課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる広域本部地域振興局の部・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
地域振興局	部	課	広域本部地域振興局	部	課
宇城地域振興局	総務部	総務振興課	県央広域本部宇城地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課		保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課			福祉課
		衛生環境課			衛生環境課

		保健予防課			保健予防課
	農林部	農業普及・振興課		農林部	農業普及・振興課
		農地整備課			農地整備課
		林務課			林務課
	土木部	技術管理課		土木部	技術管理課
		景観建築課			景観建築課
		用地課			用地課
		工務課			工務課
		維持管理課			維持管理課
玉名地域振興局	総務部	総務振興課	県北広域本部玉名地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課		保健福祉環境部	総務福祉課
		福祉課			
		衛生環境課			衛生環境課
		保健予防課			保健予防課
	農林水産部	農業普及・振興課		農林部	農業普及・振興課
		農地整備課			農地整備課
		林務課			林務課
	土木部	技術管理課		土木部	技術管理課
		景観建築課			景観建築課
		用地課			用地課
		工務課			工務課
		維持管理課			維持管理課
玉名地域振興局	総務部	総務振興課	県北広域本部玉名地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課		保健福祉環境部	総務福祉課

		福祉課			
		衛生環境課			衛生環境課
		保健予防課			保健予防課
	農林水産部	農業普及・振興課		農林部	農業普及・振興課
		農地整備課			農地整備課
		林務課			林務課
	土木部	技術管理課		土木部	技術管理課
		景観建築課			景観建築課
		用地課			用地課
		工務課			工務課
		維持管理課			維持管理課
鹿本地域振興局	総務部	総務振興課	県北広域本部鹿本 地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課		保健福祉環境部	総務福祉課
		福祉課			
		衛生環境課			衛生環境課
		保健予防課			保健予防課
	農林部	農業普及・振興課		農林部	農業普及・振興課
		農地整備課			農地整備課
		林務課			林務課
	土木部	技術管理課		土木部	技術管理課
		用地課			用地課
		工務課			工務課
		維持管理課			維持管理課
菊池地域振興局	保健福祉環境部	衛生環境課	県北広域本部菊池 地域振興局	保健福祉環境部	衛生環境課

		保健予防課			保健予防課		
	農林部	菊池台地土地改良課		農林部	菊池台地土地改良課		
	土木部	景観建築課		土木部	景観建築課		
		用地課			用地課		
		工務課			工務課		
		維持管理課			維持管理課		
阿蘇地域振興局	総務部	総務振興課	県北広域本部阿蘇地域振興局		総務振興課		
	保健福祉環境部	総務企画課			保健福祉環境部	総務福祉課	
		福祉課				衛生環境課	
		衛生環境課				保健予防課	
		保健予防課					
	農林部	農業普及・振興課			農林部	農業普及・振興課	
		農地整備課				農地整備課	
		林務課				林務課	
	土木部	技術管理課			土木部	技術管理課	
		用地課				用地課	
		維持管理課				維持管理課	
	上益城地域振興局	総務部		総務振興課	県央広域本部上益城地域振興局		総務振興課
		保健福祉環境部		総務企画課			保健福祉環境部
福祉課				福祉課			
衛生環境課				衛生環境課			
保健予防課				保健予防課			
農林部		農業普及・振興課		農林部		農業普及・振興課	
		農地整備課				農地整備課	

		林務課			林務課	
	土木部	総務出納課		土木部	総務出納課	
		技術管理課			技術管理課	
		景観建築課			景観建築課	
		用地課			用地課	
		工務課			工務課	
		維持管理課			維持管理課	
八代地域振興局	保健福祉環境部	衛生環境課	県南広域本部八代地域振興局	保健福祉環境部	衛生環境課	
		保健予防課			保健福祉環境部	保健予防課
		試験検査課				試験検査課
	土木部	用地課			土木部	用地課
		工務課				工務課
		維持管理課				維持管理課
芦北地域振興局	総務部	総務振興課	県南広域本部芦北地域振興局		総務振興課	
	保健福祉環境部	総務企画課			保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課				福祉課
		衛生環境課				衛生環境課
		保健予防課				保健予防課
	農林部	農業普及・振興課			農林部	農業普及・振興課
		農地整備課				農地整備課
		林務課				林務課
	土木部	技術管理景観課			土木部	技術管理景観課
		用地課				用地課
		工務課			工務課	

		維持管理課			維持管理課		
球磨地域振興局	総務部	総務振興課	県南広域本部球磨地域振興局	総務振興課	総務振興課		
		保健福祉環境部			総務企画課	保健福祉環境部	総務福祉課
	福祉課			衛生環境課			
	衛生環境課			保健予防課			
	保健予防課						
	農林部	農業普及・振興課		農林部	農業普及・振興課		
		農地整備課			農地整備課		
		川辺川土地改良課			川辺川土地改良課		
		林務課			林務課		
		森林保全課			森林保全課		
	土木部	技術管理課		土木部	技術管理課		
		用地課			用地課		
		工務課			工務課		
		維持管理課			維持管理課		
	天草地域振興局	保健福祉環境部		衛生環境課	天草広域本部天草地域振興局	保健福祉環境部	衛生環境課
				保健予防課			保健予防課
農林水産部		漁港課	農林水産部	漁港課			
土木部		用地課	土木部	用地課			
		工務第一課		工務第一課			
		工務第二課		工務第二課			
		維持管理課		維持管理課			

6 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる熊本県税事務所、農政事務所又は土木事務所の課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる広域本部の部・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧		新		
事務所	課	広域本部	部	課
熊本県税事務所	総務課	県央広域本部	税務部	総務課
	収税第一課			収税第一課
	収税第二課			収税第二課
	課税第一課			課税第一課
	課税第二課			課税第二課
	菊池税務課	県北広域本部	総務部	課税課
	八代税務課	県南広域本部	総務部	課税課
天草税務課	天草広域本部	総務部	税務課	
熊本農政事務所	総務課	県央広域本部	農林部	総務課
	農業普及・振興課			農業普及・振興課
	農地整備課			農地整備課
熊本土木事務所	総務課	県央広域本部	土木部	総務課

7 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる土木事務所の課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる広域本部土木事務所の課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧		新	
事務所	課	広域本部土木事務所	課
熊本土木事務所	用地課	県央広域本部熊本土木事務所	用地課
	工務管理課		工務管理課

別表第 1 (第 4 条関係)

広域本部	部	課
県央広域本部	総務部	総務調整課
	振興部	振興課
	税務部	総務課

	税務部	総務課	
		収税第一課	
		収税第二課	
		課税第一課	
		課税第二課	
	農林部	総務課	
		農業普及・振興課	
		農地整備課	
	土木部	総務課	
		技術管理課	
県北広域本部	総務部	総務振興課	
		収税課	
		課税課	
		玉名総務課	
	保健福祉環境部	総務企画課	
		福祉課	
	農林水産部	農業普及・振興課	
		農地整備課	
		林務課	
		水産課	
	土木部	技術管理課	
	県南広域本部	総務部	総務振興課
			収税課
			課税課

	保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課
	農林水産部	農業普及・振興課
		農地整備課
		林務課
		水産課
	土木部	技術管理課
天草広域本部	総務部	総務振興課
		税務課
	保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課
	農林水産部	農業普及・振興課
		農地整備課
		林務課
		水産課
	土木部	技術管理課

別表第 2 (第 4 条関係)

地域振興局	部	課
県央広域本部宇城地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課
		衛生環境課
		保健予防課
	農林部	農業普及・振興課
		農地整備課
		林務課
	土木部	技術管理課

	土木部	技術管理課
		景観建築課
		用地課
		工務課
		維持管理課
県央広域本部上益城地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課
		衛生環境課
		保健予防課
	農林部	農業普及・振興課
		農地整備課
		林務課
	土木部	総務出納課
		技術管理課
		景観建築課
		用地課
工務課		
維持管理課		
県北広域本部玉名地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務福祉課
		衛生環境課
		保健予防課
	農林部	農業普及・振興課
		農地整備課
		林務課
	土木部	技術管理課
		景観建築課
		用地課
		工務課
		維持管理課
県北広域本部鹿本地域振興局		総務振興課

	保健福祉環境部	総務福祉課	
		衛生環境課	
		保健予防課	
	農林部	農業普及・振興課	
		農地整備課	
		林務課	
	土木部	技術管理課	
		用地課	
		工務課	
		維持管理課	
	県北広域本部菊池地域振興局		総務振興課
		保健福祉環境部	総務企画課
福祉課			
衛生環境課			
保健予防課			
農林部		農業普及・振興課	
		農地整備課	
		菊池台地土地改良課	
		林務課	
土木部		技術管理課	
		景観建築課	
		用地課	
		工務課	
		維持管理課	
県北広域本部阿蘇地域振興局			総務振興課
		保健福祉環境部	総務福祉課
	衛生環境課		
	保健予防課		
	農林部	農業普及・振興課	
		農地整備課	
		林務課	
	土木部	技術管理課	

		用地課
		工務第一課
		工務第二課
		維持管理課
県南広域本部八代地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課
		衛生環境課
		保健予防課
		試験検査課
	農林部	農業普及・振興課
		農地整備課
		林務課
	土木部	技術管理景観課
		用地課
		工務課
		維持管理課
県南広域本部芦北地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課
		衛生環境課
		保健予防課
	農林部	農業普及・振興課
		農地整備課
		林務課
	土木部	技術管理景観課
		用地課
		工務課
		維持管理課
県南広域本部球磨地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務福祉課
		衛生環境課

	農林部	保健予防課
		農業普及・振興課
		農地整備課
		川辺川土地改良課
		林務課
		森林保全課
	土木部	技術管理課
		用地課
		工務課
		維持管理課
天草広域本部天草地域振興局		総務振興課
	保健福祉環境部	総務企画課
		福祉課
		衛生環境課
		保健予防課
	農林水産部	農業普及・振興課
		農地整備課
		林務課
		漁港課
	土木部	技術管理景観課
		用地課
		工務第一課
		工務第二課
		維持管理課

別表第 3 (第 7 条関係)
 県央広域本部本部組織

部	課	分掌事務
総務部	総務調整課	1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関すること。 2 総務部に係る広報及び広聴並びに本部の全体調整に関すること。 3 公印に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。 4 職員の人事及び服務に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。 5 経理に関すること（他部の分掌事務であるものを除く。）。

		<p>6 文書に関する事（他部の分掌事務であるものを除く。）。</p> <p>7 職員の福利厚生に関する事（他部の分掌事務であるものを除く。）。</p> <p>8 財産の管理に関する事（他部の分掌事務であるものを除く。）。</p> <p>9 広域本部内の連絡調整に関する事。</p> <p>10 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室及び総務部の分掌事務（本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務を除く。）に関するものであって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p>
振興部	振興課	<p>1 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。</p> <p>2 振興部に係る広報及び広聴に関する事。</p> <p>3 振興部の職員の人事及び服務に関する事。</p> <p>4 振興部の経理に関する事。</p> <p>5 振興部の文書に関する事。</p> <p>6 振興部の財産の管理に関する事。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、本庁企画振興部及び商工観光労働部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p>
税務部	総務課	<p>1 税務部に係る広報及び広聴に関する事。</p> <p>2 税務部の公印に関する事。</p> <p>3 税務部の職員の人事及び服務に関する事。</p> <p>4 税務部の経理に関する事。</p> <p>5 税務部の文書に関する事。</p> <p>6 税務部の財産の管理に関する事。</p> <p>7 税務部が入居する庁舎等の管理に関する事。</p> <p>8 税務部内の調整に関する事。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（税務部の他課の分掌事務を除く。）に関する事。</p>
	収税第一課	1 県税の徴収に関する事。
	収税第二課	2 県税の納税証明に関する事。
	課税第一課 課税第二課	県税（自動車取得税及び自動車税を除く。）の賦課に関する事。
農林部	総務課	<p>1 農林部に係る広報及び広聴に関する事。</p> <p>2 農林部の公印に関する事。</p> <p>3 農林部の職員の人事及び服務に関する事。</p> <p>4 農林部の経理に関する事。</p> <p>5 農林部の文書に関する事。</p> <p>6 農林部の財産の管理に関する事。</p> <p>7 農林部内の調整に関する事。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部の分掌事務に関する事務（水産業関連の事務を除く。）であって、広域本部において処理することとされたもの（農林部の他課の分掌事務を除く。）に関する事。</p>
	農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び総合調整に関する事。</p> <p>2 農業の振興に関する事。</p> <p>3 農業委員会に関する事。</p>

		<p>4 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の施行に関する事 5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）の施行に関する事 6 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事 7 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部団体支援課、経営局及び生産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p>
	農地整備課	<p>1 土地改良事業に関する事。 2 農地海岸に関する事。 3 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の規定による地籍調査に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部農村振興局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p>
土木部	総務課	<p>1 土木部に係る広報及び広聴に関する事。 2 土木部の公印に関する事。 3 土木部の職員の人事及び服務に関する事。 4 土木部の経理に関する事。 5 土木部の文書に関する事。 6 土木部の財産の管理に関する事。 7 土木部内の調整に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（土木部の他課の分掌事務を除く。）に関する事。</p>
	技術管理課	<p>1 建設工事の技術指導及び管理に関する事。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものを除く。） 3 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関する事。 4 地域振興局土木部又は土木事務所に属しない工事又は事業の技術に関する事。 5 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事。</p>

別表第 4（第 21 条関係）
 県央広域本部宇城地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	<p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する事 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。 3 地域振興局の広報及び広聴に関する事。 4 地域振興局の公印に関する事。 5 地域振興局の職員の人事及び服務に関する事。 6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関する事。 7 地域振興局の文書に関する事。 8 地域振興局の職員の福利厚生に関する事。 9 地域振興局の財産に関する事。 10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関する事。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 1 1 地域振興局内の調整に関する事。 1 2 選挙及び直接請求に関する事。 1 3 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の施行に関する事。 1 4 消防（危険物に関する事を除く。）及び消防団に関する事。 1 5 文化行政に係る施策の調整に関する事。 1 6 商工業の振興に関する事。 1 7 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する事。 1 8 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関する事。 1 9 男女共同参画社会形成の促進に関する事。 2 0 各地方支出機関の会計事務の指導に関する事。 2 1 県税の収納に関する事。 2 2 納税証明に関する事。
保健福祉環境部	総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関する事。 2 地域保健医療計画等の地域計画の総合調整に関する事。 3 災害救助に関する事。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関する事。 5 交通安全対策に関する事。 6 青少年の保護及び育成に関する事。 7 消費生活に関する事。 8 保健福祉環境部内の調整に関する事。
	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉施策の推進及び調整に関する事。 2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関する事。 3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関する事。 4 介護老人保健施設の指導監査に関する事。 5 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関する事。 6 社会福祉協議会に関する事。 7 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 8 民生委員及び児童委員に関する事。 9 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 6 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関する事。 1 0 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関する事。 1 1 認可外保育施設の調査等に関する事。 1 2 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関する事。 1 3 特別児童扶養手当に関する事。 1 4 国民健康保険に関する事（保健事業に係るものを除く。）。

		<p>1 5 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関するこ と。</p> <p>1 6 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに 配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関 すること。</p> <p>1 7 障害福祉施策の推進及び調整に関するこ と。</p> <p>1 8 その他社会福祉に関するこ と。</p>
	衛生環境課	衛生環境施策の推進に関するこ と。
	保健予防課	<p>1 地域保健施策の推進に関するこ と。</p> <p>2 食生活及び食育に関するこ と。</p>
農林部	農業普及・振 興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関するこ と。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 作物及び畜産の生産振興に関するこ と。 (2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関するこ と。 (3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関するこ と。 (4) グリーン農業の推進に関するこ と。 (5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に 限る。）に関するこ と。 (6) 農地集積対策に関するこ と。 (7) 農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）の施行に関するこ と（営農類型及び農業経 営改善計画に関するこ とに限る。）。 (8) 担い手育成対策に関するこ と（補助金交付事務 を除く。）。 (9) 新規就農確保対策に関するこ と（補助金交付事 務を除く。）。 (10) 企業の農業参入促進に関するこ と（補助金交 付事務を除く。）。 (11) 経営体育成支援に関するこ と（補助金交付事 務を除く。）。 (12) 農村景観保全対策に関するこ と（補助金交付 事務を除く。）。 (13) 食育の推進に関するこ と（補助金交付事務 を除く。）。 (14) 環境保全型農業直接支払対策に関するこ と （補助金交付事務 を除く。）。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関するこ と。</p> <p>4 農業金融に関するこ と。</p> <p>5 農業改良助長法（昭和 2 3 年法律第 1 6 5 号）第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関するこ と。</p> <p>6 農林部内の調整に関するこ と。</p>
	農地整備課	<p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関するこ と。 (2) 換地に関するこ と。 (3) 関係機関等との協議に関するこ と。</p> <p>2 土地改良区等の指導監督に関するこ と。</p> <p>3 防災事業に関するこ と。</p> <p>4 災害復旧事業に関するこ と。</p> <p>5 農村の総合的な整備に関するこ と。</p> <p>6 農地・水保全管理支払事業に関するこ と。</p>

	林務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業及び木材産業の振興に関すること。 2 林業技術についての普及及び指導に関すること。 3 造林及び間伐に関すること。 4 林道事業に関すること。 5 木材の需要拡大に関すること。 6 緑化の推進に関すること。 7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。 8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。 9 林業金融に関すること。 10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。 11 災害復旧に関すること。 12 森林の保全に関すること。 13 治山事業に関すること。 14 県有林に関すること。 15 自然環境の保全に関すること。 16 野生生物の保護及び狩猟に関すること。 17 自然公園に関すること。 18 観光施設の整備に関すること。
土木部	技術管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設業者の実態調査に関すること。 2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。 4 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 495 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当するものをいう。）に関すること。 6 土木部内の調整に関すること。
	景観建築課	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発行為等の規制に関すること。 2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。 3 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。 4 建築士に関すること。 5 建築に関すること。 6 優良宅地及び住宅の認定に関すること。 7 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。 8 公営住宅等の中間検査に関すること。 9 営繕に関すること。 10 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関すること。 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するものをいう。）に関すること。

	1 2 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。
用地課	用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
工務課	<p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項に定める土砂災害警戒区域及び同法第 8 条第 1 項に定める土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定のための基礎調査等に関すること。</p> <p>6 石打ダムに関すること。</p>
維持管理課	<p>1 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び一般海域の占使用に関すること。</p> <p>2 河川敷、海岸保全区域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること。</p> <p>3 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関すること。</p> <p>4 道路、河川、海岸、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること。</p> <p>5 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。</p> <p>6 屋外広告物の取締りに関すること。</p> <p>7 車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）の規定による車両の通行に関すること。</p> <p>8 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関すること。</p> <p>9 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。</p> <p>10 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。</p> <p>11 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。</p> <p>12 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 14 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>13 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>14 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>15 水防に関すること。</p> <p>16 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。</p> <p>17 道路の巡視に関すること。</p> <p>18 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。</p>

別表第 5 (第 3 4 条関係)
 県央広域本部長益城地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する こと。 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、 調整並びに推進に関する こと。 3 地域振興局の広報及び広聴に関する こと。 4 地域振興局の公印に関する こと。 5 地域振興局の職員の人事及び 服務に関する こと。 6 地域振興局、保健所及び福祉事務 所の経理に関する こと。 7 地域振興局の文書に関する こと。 8 地域振興局の職員の福利厚生に 関する こと。 9 地域振興局の財産に関する こと。 10 地域振興局が入居する庁舎等 の管理に関する こと。 11 地域振興局内の調整に関する こと。 12 選挙及び直接請求に関する こと。 13 災害対策基本法の施行に関 する こと。 14 消防(危険物に関する ことを除く。)及び消防 団に関する こと。 15 文化行政に係る施策の調整に 関する こと。 16 商工業の振興に関する こと。 17 労働に係る関係機関との連 携及び支援に関する こと。 18 市町村その他地方公共団 体の行財政に関する連 絡調整に関する こと。 19 男女共同参画社会形成の促 進に関する こと。 20 各地方支出機関の会計事務 の指導に関する こと。 21 県税の収納に関する こと。 22 納税証明に関する こと。
保健福祉環境部	総務企画課	1 保健福祉環境行政推進のため の企画及び総合調整 に関する こと。 2 地域保健医療計画等の地域計 画の総合調整に関する こと。 3 災害救助に関する こと。 4 熊本県高齢者及び障害者の自 立と社会的活動への 参加の促進に関する条例の規 定による施策の調整及 び推進に関する こと。 5 交通安全対策に関する こと。 6 青少年の保護及び育成に関 する こと。 7 消費生活に関する こと。 8 保健福祉環境部内の調整に 関する こと。
	福祉課	1 地域福祉施策の推進及び調整 に関する こと。 2 市町村が実施する老人福祉、 身体障害者福祉、知的障 害者福祉及び知的障害児福 祉の措置等に係る連絡調 整等(福祉総合相談所の所 掌に係るものを除 く。)に関する こと。 3 高齢者福祉及び介護保険施 策の推進及び調整に関 する こと。 4 介護老人保健施設の指導監 査に関する こと。 5 老人福祉施設又は障害者福 祉施設を運営する社会

		<p>福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関する事。</p> <p>6 社会福祉協議会に関する事。</p> <p>7 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</p> <p>8 民生委員及び児童委員に関する事。</p> <p>9 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関する事。</p> <p>10 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関する事。</p> <p>11 認可外保育施設の調査等に関する事。</p> <p>12 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関する事。</p> <p>13 特別児童扶養手当に関する事。</p> <p>14 国民健康保険に関する事（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>15 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関する事。</p> <p>16 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関する事。</p> <p>17 障害福祉施策の推進及び調整に関する事。</p> <p>18 その他社会福祉に関する事。</p>
	衛生環境課	衛生環境施策の推進に関する事。
	保健予防課	<p>1 地域保健施策の推進に関する事。</p> <p>2 食生活及び食育に関する事。</p>
農林部	農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関する事。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関する事。</p> <p>(2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関する事。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関する事。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関する事。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関する事。</p> <p>(6) 農地集積対策に関する事。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事（営農類型及び農業経営改善計画に関する事に限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(13) 食育の推進に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 3 農業関係団体の指導に関すること。 4 農業金融に関すること。 5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。 6 農林部内の調整に関すること。
	農地整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。 (2) 換地に関すること。 (3) 関係機関等との協議に関すること。 2 土地改良区等の指導監督に関すること。 3 防災事業に関すること。 4 災害復旧事業に関すること。 5 農村の総合的な整備に関すること。 6 農地・水保全管理支払事業に関すること。
	林務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 林業及び木材産業の振興に関すること。 2 林業技術についての普及及び指導に関すること。 3 造林及び間伐に関すること。 4 林道事業に関すること。 5 木材の需要拡大に関すること。 6 緑化の推進に関すること。 7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。 8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。 9 林業金融に関すること。 10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。 11 災害復旧に関すること。 12 森林の保全に関すること。 13 治山事業に関すること。 14 県有林に関すること。 15 自然環境の保全に関すること。 16 野生生物の保護及び狩猟に関すること。 17 自然公園に関すること。 18 観光施設の整備に関すること。
土木部	総務出納課	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木部の公印に関すること。 2 土木部の経理に関すること。 3 土木部の文書に関すること。 4 土木部の職員の福利厚生に関すること。 5 土木部の財産の管理に関すること。 6 土木部が入居する庁舎等の管理に関すること。 7 土木部内の調整に関すること。 8 建設業者の実態調査に関すること。 9 建設業法第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。 10 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項の規定による届出に関すること。 11 浄化槽法第 3 3 条第 3 項の規定による届出に関すること。
	技術管理課	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 4 号に該

	<p>当するものをいう。) に関する事 2 建設技術に関する軽易な事項の連絡調整に関する事</p>
景観建築課	<p>1 開発行為等の規制に関する事 2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事 3 路外駐車場に関する事 4 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関する事 5 建築士に関する事 6 建築に関する事 7 優良宅地及び住宅の認定に関する事 8 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する事 9 公営住宅等の中間検査に関する事 10 営繕に関する事 11 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関する事 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するものをいう。)に関する事 13 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関する事</p>
用地課	<p>用地の取得及び地上物件等の補償に関する事</p>
工務課	<p>1 建設工事(建設工事(公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関する事 2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事(落札者決定基準に係るものに限る。) 3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事 4 建設工事の受託施行に関する事 5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関する事</p>
維持管理課	<p>1 道路敷及び河川敷の占使用に関する事 2 河川敷の生産物(土石等を含む。)の採取に関する事 3 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関する事 4 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事 5 都市公園の管理に関する事 6 屋外広告物の取締りに関する事 7 車両制限令の規定による車両の通行に関する事 8 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関する事 9 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事</p>

		<p>1 0 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関する事。</p> <p>1 1 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関する事。</p> <p>1 2 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 1 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>1 3 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>1 4 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>1 5 水防に関する事。</p> <p>1 6 道路法第 4 6 条の規定による通行の禁止及び制限に関する事。</p> <p>1 7 道路の巡視に関する事。</p> <p>1 8 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事。</p>
--	--	---

別表第 6（第 4 3 条関係）

県央広域本部熊本農政事務所

課	分掌事務
総務課	<p>1 農政事務所の広報及び広聴に関する事。</p> <p>2 農政事務所の公印に関する事。</p> <p>3 農政事務所の職員の人事及び服務に関する事。</p> <p>4 農政事務所の経理に関する事。</p> <p>5 農政事務所の文書に関する事。</p> <p>6 農政事務所の財産の管理に関する事。</p> <p>7 農政事務所内の調整に関する事。</p>
農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関する事。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 作物及び畜産の生産振興に関する事。</p> <p>(2) 病虫害防除及び農薬安全使用に関する事。</p> <p>(3) 肥料及び農用地土壌の適切な管理に関する事。</p> <p>(4) グリーン農業の推進に関する事。</p> <p>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関する事。</p> <p>(6) 農地集積対策に関する事。</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事（営農類型及び農業経営改善計画に関する事に限る。）。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関する事（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関する事（補助金交付</p>

	事務を除く。)。) (13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。) (14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。) 3 農業関係団体の指導に関すること。 4 農業金融に関すること。 5 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。
農地整備課	1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。 (2) 換地に関すること。 (3) 関係機関等との協議に関すること。 2 土地改良区等の指導監督に関すること。 3 防災事業に関すること。 4 災害復旧事業に関すること。 5 農村の総合的な整備に関すること。 6 農地・水保全管理支払事業に関すること。

別表第 7（第 5 5 条関係）
 県央広域本部熊本土木事務所

課	分掌事務
総務課	1 土木事務所の広報及び広聴に関すること。 2 土木事務所の公印に関すること。 3 土木事務所の職員の人事及び服務に関すること。 4 土木事務所の経理に関すること。 5 土木事務所の文書に関すること。 6 土木事務所の職員の福利厚生に関すること。 7 土木事務所の財産の管理に関すること。 8 土木事務所が入居する庁舎等の管理に関すること。 9 土木事務所内の調整に関すること。 1 0 災害対策基本法の施行に関すること。 1 1 建設業者の実態調査に関すること。 1 2 建設業法第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。 1 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項の規定による届出に関すること。 1 4 浄化槽法第 3 3 条第 3 項の規定による届出に関すること。
技術管理課	建設技術に関する軽易な事項の所内の連絡調整に関すること。
用地課	用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
工務管理課	1 建設工事(河川、港湾、砂防、都市公園(万日山緑地公園を除く。)、熊本北部流域下水道並びに公共土木施設(道路を除く。))の維持補修及び防災対策事業に係る建設工事(白川に係る建設工事を除く。)に限る。次号及び第 3 号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること(落札者決定基準に係るものに限る。)。

	<ul style="list-style-type: none"> 3 建設工事の受託施行に関する事。 4 熊本北部流域下水道及び関連公共下水道に係る連絡調整に関する事。 5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関する事。 6 河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関する事（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。 7 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。 8 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関する事。 9 河川、海岸、港湾、砂防設備、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。 10 港湾施設の使用に関する事（港管理事務所の所管港湾施設に係るものを除く。）。 11 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関する事。 12 都市公園（万日山緑地公園を除く。）の管理に関する事。 13 河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関する事。 14 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事。 15 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関する事。 16 河川、水路敷等と民地との境界確定に関する事。 17 水防に関する事。 18 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事。
<p>災害対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設工事（白川に係る建設工事に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。）。 3 建設工事の受託施行に関する事。